

宜野湾市国民保護計画

【避難実施要領のパターン】

令和4年3月

宜野湾市

目次

第1章 避難実施要領のパターンの概要	1
1. 避難実施要領のパターン作成の目的等	1
2. 避難実施要領のパターンに関する位置づけ	3
3. 本避難実施要領のパターンの構成	3
4. 避難実施要領策定の流れ	4
第2章 避難措置に係る基本的事項	5
1. 避難住民の誘導までの流れ	5
2. 想定される事態及び特徴	8
3. 避難形態について	10
第3章 避難実施要領のパターン	15
1. 事態別パターン作成の考え方	15
2. 避難実施要領のパターン	17
3. 宜野湾市避難実施要領のパターン	23
第4章 避難実施要領作成の留意事項	89
1. 各種の事態に即した対応	89
2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化	89
3. 住民に対する情報提供のあり方	90
4. 高齢者、障がい者等への配慮	90
5. 安全かつ規律を保った避難誘導	91
6. 学校や事業所における対応	91
7. 民間企業による協力の確保	92
8. 住民の「自助」努力による取組みの促進	92

第1章 避難実施要領のパターンの概要

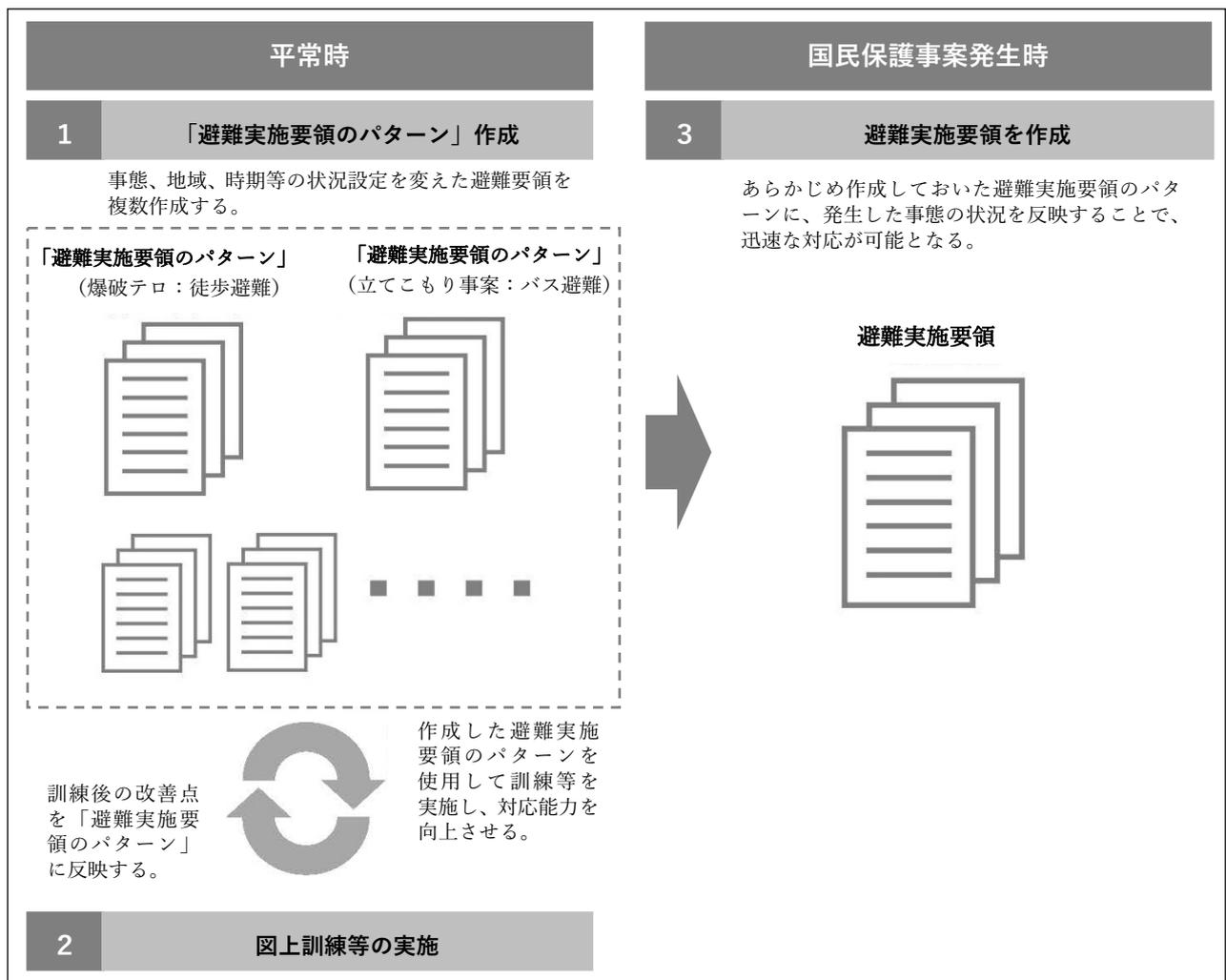
1. 避難実施要領のパターン作成の目的等

国民保護法第61条において、市町村長は避難の指示があったときは避難実施要領を定めるとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動にあたる関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するのである。

この「避難実施要領のパターン（以降「本パターン」とする。）」は、宜野湾市国民保護計画に基づきあらかじめ基本となる複数の避難実施要領のパターンを示すとともに、住民の避難誘導において市がとるべき基本的な行動を定めるものである。

実際に国民保護事態が起きた場合には、その規模や避難方法、発生場所や時間等の条件も異なることが考えられることから、本パターンがそのまま適用できるものではないが、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成することが重要であり、そのため、今後の状況の変化や関係機関による新しい知見、訓練による検証結果等を踏まえ内容の見直しを行うものとする。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。



(資料：「避難実施要領パターン」作成の手引き 平成 23 年 10 月 消防庁国民保護室 より一部加工)

図 「避難実施要領のパターン」の活用方法

【参考】避難実施要領に関する法的根拠

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第102号）

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

（避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

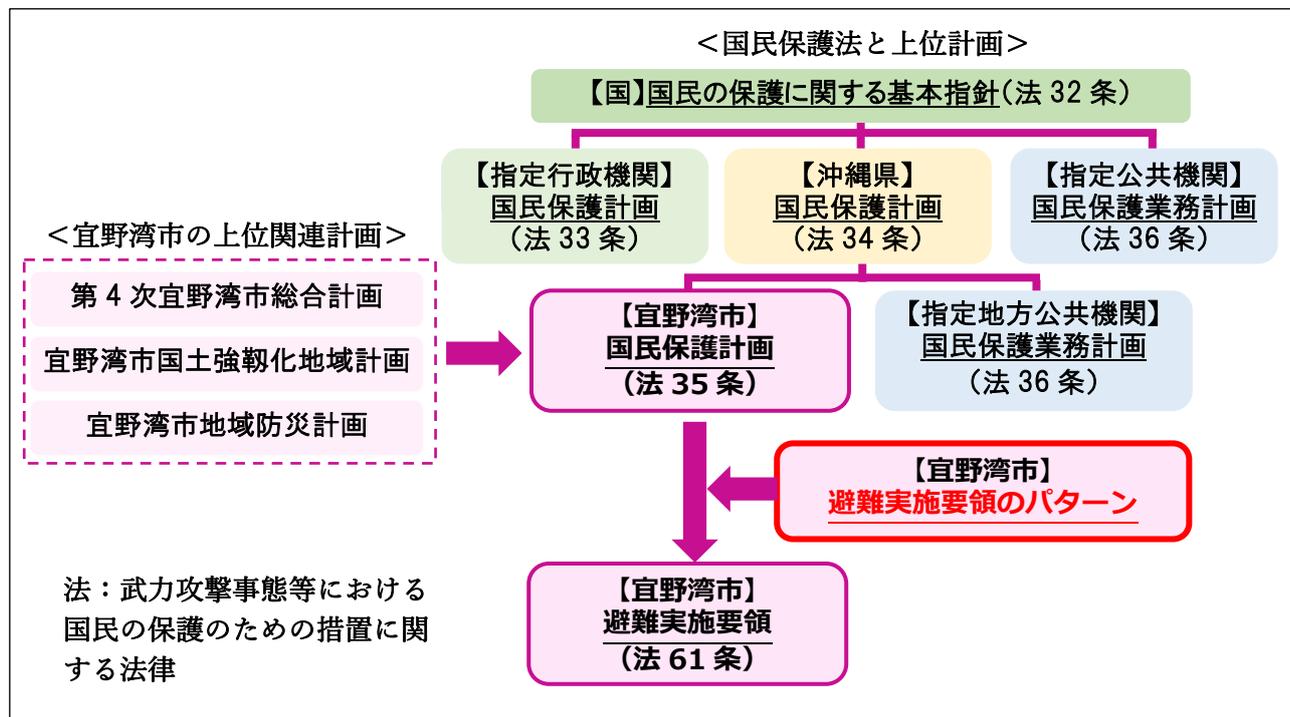
- 2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
 - 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項
- 3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

2. 避難実施要領のパターンに関する位置づけ

避難実施要領のパターンは、国民保護計画に基づき、国民保護事案発生時に避難実施要領を策定するにあたって、平常時にあらかじめ複数の避難実施要領のパターンを作成するものである。



3. 本避難実施要領のパターンの構成

本避難実施要領のパターンの構成は以下に示すとおりである。

- 第 1 章 避難実施要領のパターンの概要
- 第 2 章 避難措置に係る基本的事項
- 第 3 章 避難実施要領のパターン
- 第 4 章 避難実施要領作成の留意事項

4. 避難実施要領策定の流れ

避難実施要領を策定する事態となった場合の避難誘導までの流れは、以下のとおりである。

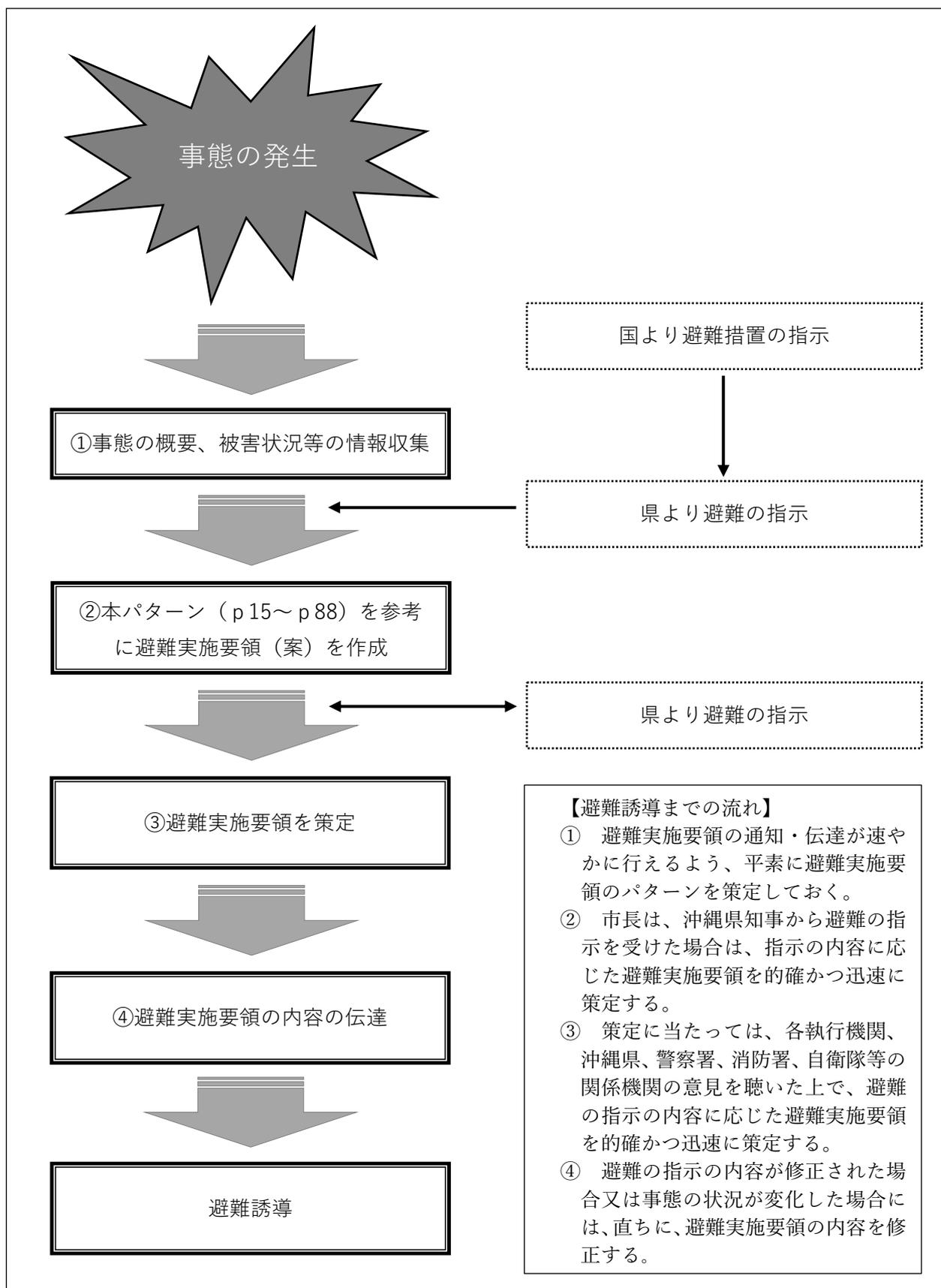


図 事態発生から避難誘導までの流れ

第2章 避難措置に係る基本的事項

1. 避難住民の誘導までの流れ

市は、県から避難指示があったときに、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行うこととなる。そのために必要な基本事項を以下のとおり示す。

(1) 避難住民の誘導までの流れ

国、県及び市が行う住民の避難に関する措置の具体的な流れを以下にまとめる。

1) 避難住民の誘導までの流れ

住民の避難誘導を実施するまでの大きな流れを図示すると下図のとおりであり、市は、県知事が避難の指示を行ったときには、「避難実施要領のパターン」を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導することが求められることとなる。

避難実施要領の策定にあたっては、県からの「避難の指示」により示される事項を所与として、住民の避難誘導にあたる市がオペレーションの実施に必要な事項を補足的に記入していく。なお、県からの「避難の指示」により示される事項は、元々は国（消防庁）及び県との事前の調整過程において市町村と意思疎通した結果を反映しており、市は発せられる指示の内容について概ね承知できている前提である。

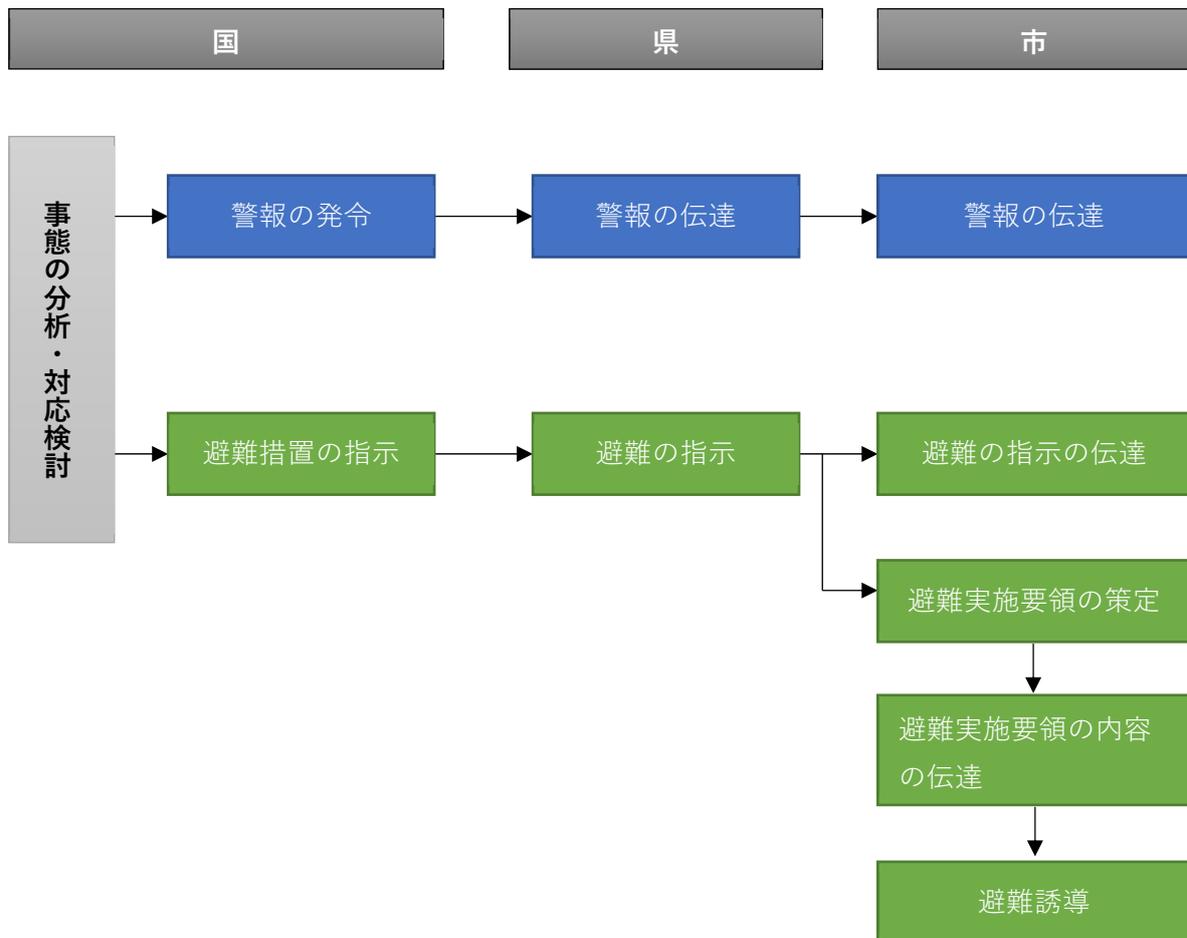


図 避難住民の誘導までの流れ

2) 国・県・市が示す事項

住民の避難に関する措置を行う場合には、国、県、市がそれぞれ必要な事項を示すこととなっており、それをまとめると以下のとおりとなる。

国による避難措置の指示（国民保護法第 52 条）

避難措置の指示として次の事項が示される。

- 要避難地域
- 避難先地域（住民の避難経路となる地域を含む）
- 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要



県による避難措置の指示（国民保護法第 54 条）

都道府県知事により、上記に加えて次の事項が示される。

- 主要な避難の経路（国道や都道府県道等）
- 避難のための交通手段その他避難の方法（バスや鉄道等の交通手段等）



市による避難実施要領の策定

次の事項を含む避難実施要領を策定し、直ちに住民等に伝達する。

<国民保護法第 61 条で

規定されている項目>

- 避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導に関する事項
- 避難の実施に関し必要な事項

<宜野湾市国民保護計画において

列挙している項目>

- 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- 避難先
- 一時集合場所及び集合方法
- 集合時間
- 集合に当たっての留意事項
- 避難の手段及び避難の経路
- 市職員、消防職団員の配置等
- 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- 要避難地域における残留者の確認
- 避難誘導中の食料等の支援
- 避難住民の携行品、服装
- 問題が発生した際の緊急連絡先等

実際に住民の避難に関する措置を行う場合の各関係機関の主な役割は、以下の事項が挙げられる。役割が重複する部分は、事態の状況や各機関の体制・能力等に応じて、市が主体となって業務を振り分ける。

表 関係機関との役割分担（主なもの）

	沖縄県	宜野湾市	消防	警察	自衛隊	海上保安庁
要避難地域の決定	・避難指示	・警戒区域の設定	・消防警戒区域等の設定	・立入禁止区域の設定		・海上における警戒区域の設定
避難先施設の決定	・避難先地域の提示	・避難者数の確認 ・施設の収容可能人数の確認 ・一時集合の有無の検討 ・天候・気象状況の把握		・避難先の安全の確認		
避難手段及び経路の決定	・バス、トラック協会等の輸送力の確保	・地域事情を踏まえた、経路や手段の提示・設定 ・避難行動要支援者の有無の確認		・交通規制、交通事情、警備体制 ・警察官の事前配置		
避難指示の広報手段の決定		・要避難地域内住民に対する避難場所の広報（防災行政無線、緊急速報メール、自治会長等への連絡等）		・要避難地域内住民に対する避難の直接広報（避難場所の広報も含む）	・要避難地域内住民に対する避難の直接広報（避難場所の広報も含む）	・船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の伝達
避難誘導	・協定に基づき、バス、トラック協会へ避難住民の輸送を依頼	・要避難地域外における避難場所への誘導 ・避難先における避難住民の確認 ・消防（団）・警察・自衛隊に避難誘導（避難行動要支援者の支援を含む）の要請	・要避難地域内外における避難場所への誘導、残留者の確認 ・避難誘導時の負傷者対応	・要避難地域内外における避難場所への誘導、残留者の確認 ・避難行動要支援者所在場所（要避難地域内を含む）へ優先的に警察官を派遣 ・避難路周辺の新たな脅威の有無の確認	・国民保護等派遣を命ぜられた場合、避難場所への誘導、残留者の確認	・海上における避難住民の誘導、安全の確保

資料：避難実施要領パターンをつくり方（平成30年10月、消防庁国民保護室）に加筆

2. 想定される事態及び特徴

宜野湾市国民保護計画で想定される事態及びその特徴については、下表のとおりである。武力攻撃事態と緊急処理事態に大きく区分される。

また、本市の米軍基地が立地する特徴を踏まえ、市国民保護計画で想定される事態とともに、市独自想定「航空機等の墜落」「基地内での火災」の2つを加えるものとする。

表 国民保護計画において想定される事態及びその特徴

類型		主な特徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 ・状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。 ・着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的に被害が生ずることも考えられるため、人口密集地域、橋りょうなどに対する注意が必要。 ・少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 ・極めて短時間で着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC*弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも想定される。

※NBC：核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons)、化学兵器 (Chemical weapons) の略

緊急対処事態		類型	主な特徴
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 	
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設の爆破 ・バスターミナル等の爆破 	
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム*等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・貯水池に対する毒物等の混入 	
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 	

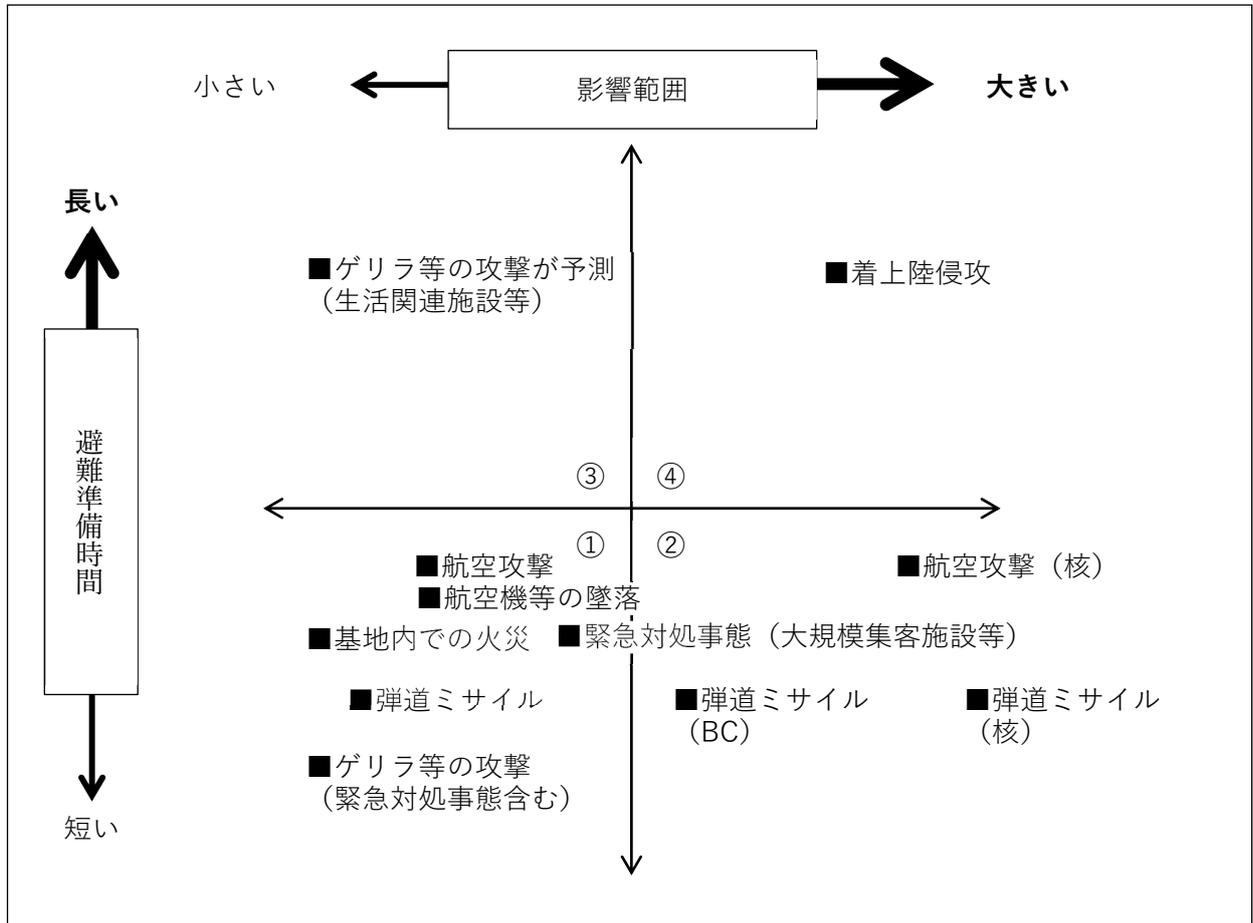
市独自想定		類型	主な特徴
市独自想定	航空機等の墜落	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機墜落については、事態発生から機体爆発などへ発展する可能性もあるため、現場周辺から市民等を避難させる必要がある。 	
	基地内での火災	<ul style="list-style-type: none"> ・基地内での火災については、市街地への延焼の可能性や煙害について考慮した対応が必要である。 	

※ダーティボム：放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

3. 避難形態について

(1) 避難形態分類

避難準備時間及び攻撃の影響範囲の程度による避難形態を整理すると、以下の図のような分類が可能である。



B:生物兵器 C:化学兵器

【避難の基本的な考え方】

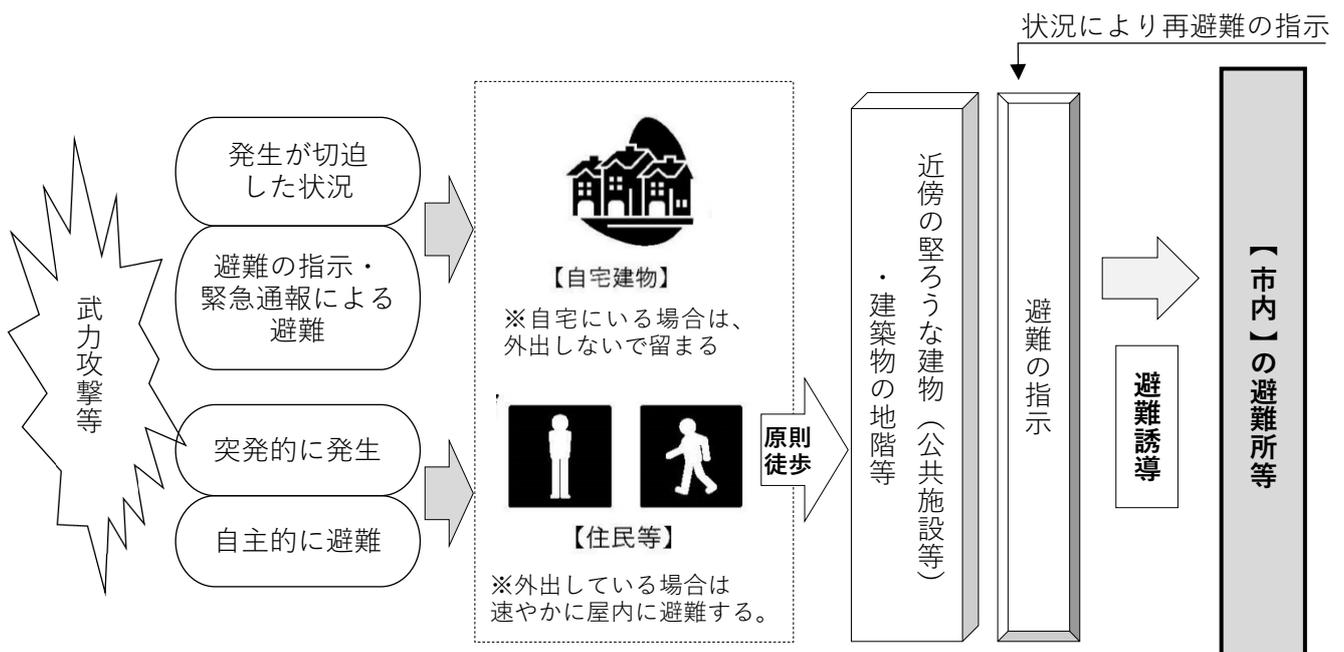
避難の基本的な考え方を以下にまとめる。

事態の大きさ	避難の内容	避難場所
① 突発的で影響範囲が小さい事態	直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難し、状況により市内・市外へ避難	第1段階：屋内避難 第2段階：状況により市内・市外避難
② 突発的で影響範囲が大きい事態	直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待って広域的に避難	第1段階：屋内避難 第2段階：市外避難
③ 時間的余裕がありかつ影響範囲が小さい事態	ゲリラ等に攻撃が局地的に予測された場合、市内の影響の少ない地域の避難場所へ避難させる	市内・市外避難
④ 時間的余裕がありかつ影響範囲が広範囲な事態	計画的に市外へ広域的に避難	市外避難

(2) 突発的で影響範囲が小さい事態

基本的な避難体形：直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難する（屋内避難）

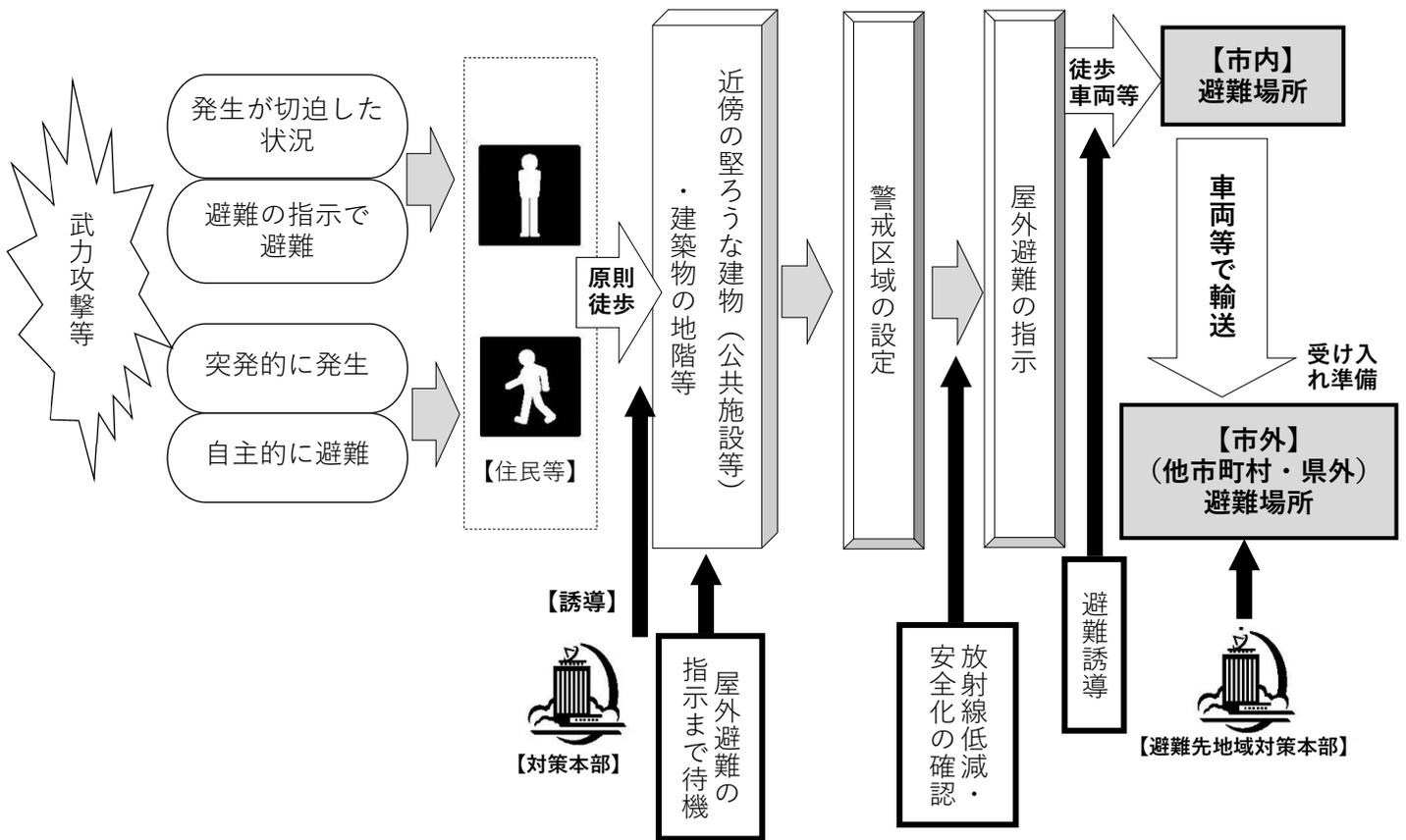
- A. ゲリラ等による攻撃
- ・攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
 - ・状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に適した処置が必要。
- B. 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）
- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等により被害を最小限にとどめる。
 - ・当初は、できるだけ近傍のコンクリート等堅牢な施設内への避難を指示
 - ・着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じ必要な措置を講じつつ他の安全な地域へ避難させる。
- C. 航空攻撃
- ・弾道ミサイル攻撃と同様の対処とする。
- D. 多くの人が集合する施設への攻撃
- ・施設外へ避難誘導する。以降、規模に応じて避難所等を開設する。
- E. 交通機関等を使用した攻撃
- ・ゲリラ等による攻撃又は多くの人が集合する施設への攻撃と同様の対処とする。
- F. 航空機等の墜落
- ・弾道ミサイル攻撃と同様の対処とする。
- G. 基地内での火災
- ・弾道ミサイル攻撃と同様の対処とする。



(3) 突発的で影響範囲が大きい事態（弾道ミサイル（BC、核）、航空攻撃（核））

基本的な避難形態：直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待って広域的に避難（他市町村への避難）

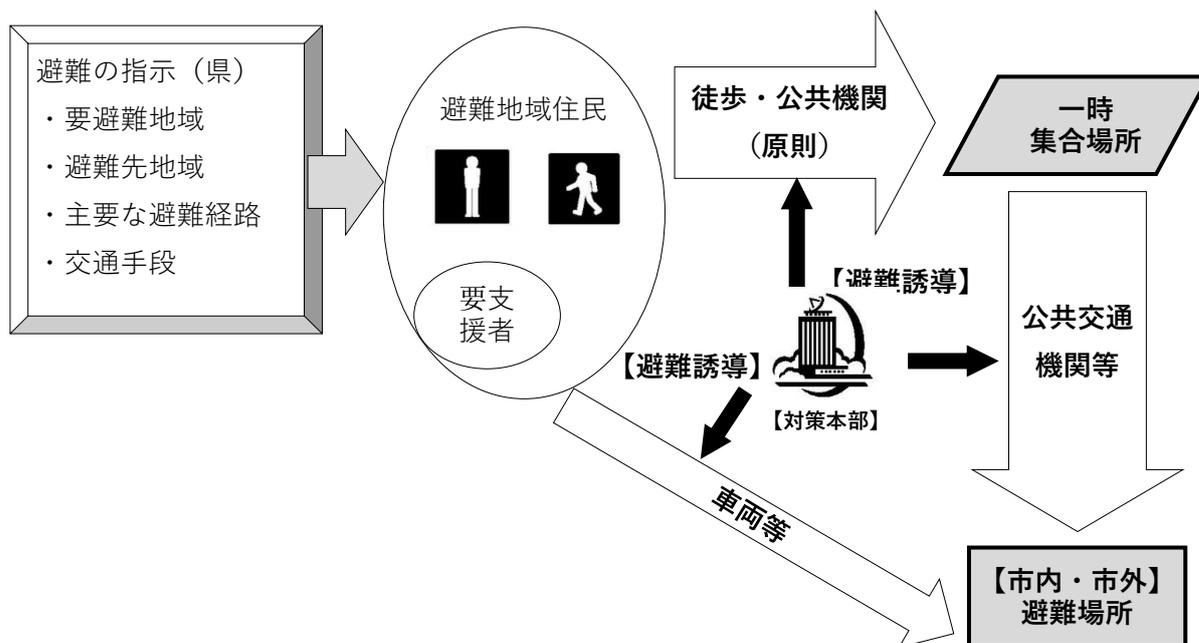
- A. 弾道ミサイル攻撃（BC、核弾頭）
- ・ 攻撃当初は、爆心地から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設に避難
 - ・ 一定時間後、BC や放射線の影響を受けない安全な地域に避難
 - ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射線降下物の影響をうけるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示する。
- B. 航空攻撃（核爆弾）
- ・ 弾道ミサイルと同様の対処とする。



(4) 時間的余裕がありかつ影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態：ゲリラ等の攻撃が局地的に予測された場合、市内の影響の少ない地域の避難場所へ避難させる。

- A. ゲリラ等による生活関連施設への攻撃が予測される事態
- ・警察、自衛隊等により安全を確保した上で避難させる。



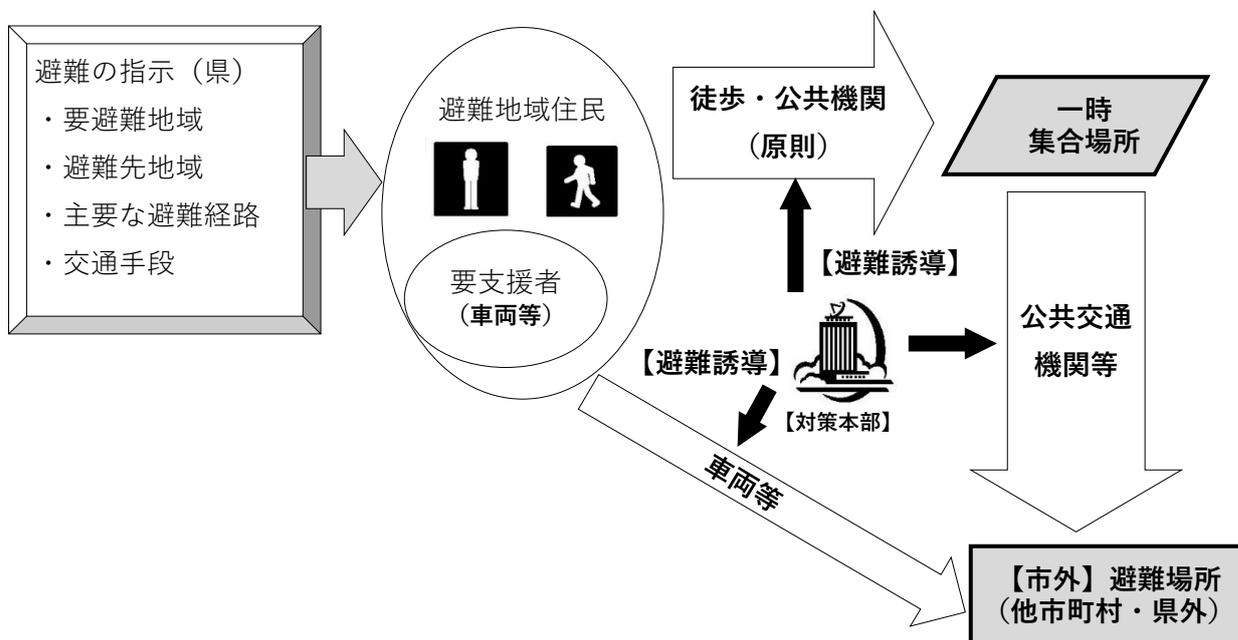
※「公共交通機関等」とは、市が協力要請をするバス会社等による輸送を想定

(5) 時間的余裕がありかつ影響が広範囲な事態

基本的な避難形態：計画的に市外へ広域的に避難

A. 着上陸侵攻

- ・時間的に余裕があり、かつ影響が広範囲になることが考えられることから、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させることから考えられる。
- ・事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市及び県の区域を越える避難も必要な事態も想定されることから、国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- ・このため、国の総合的な方針に基づき、避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については定めないものとする。



（図の参考：「避難実施要領のパターン」作成の手引き 平成 23 年 10 月 消防庁国民保護室）

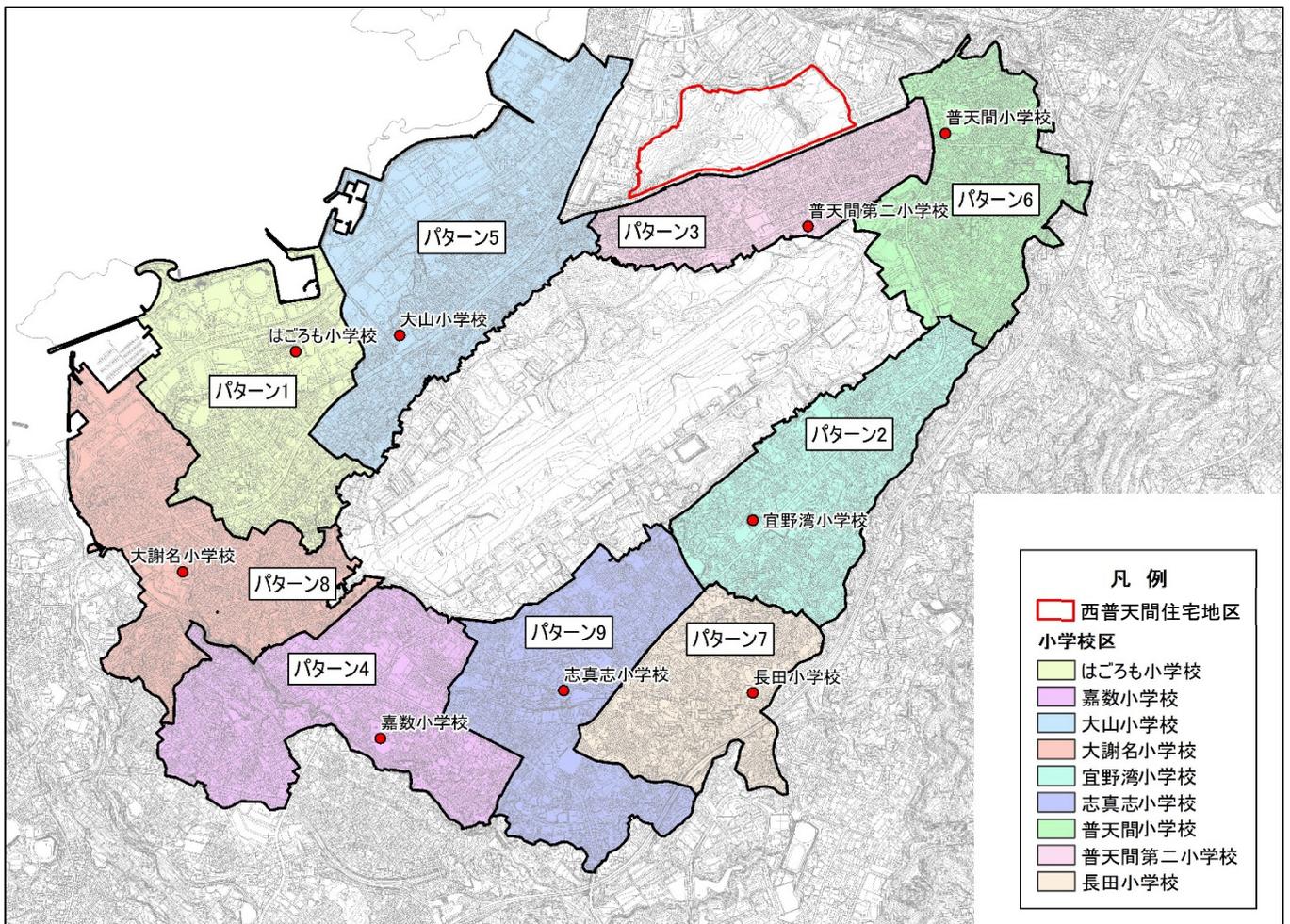
第3章 避難実施要領のパターン

1. 事態別パターン作成の考え方

本パターンは、本市の地域防災拠点と位置づけられている9つの小学校を基本とした小学校区で設定し作成するものとする。

想定事態については、「第2章 2. 想定される事態及び特徴」で整理した類型のうち7事態（着上陸侵攻を除く）及び本市の米軍基地が立地する特徴を踏まえ、「航空機等の墜落」「基地内での火災」の2つを加え、9つのパターンについて、各小学校区の特徴を踏まえ1事態ずつパターンを作成する。

なお、着上陸侵攻については、宜野湾市国民保護計画において、「国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることをしない。」としており、本パターンでは除外した。



H28 基礎調査及び庁内データより

	類型	作成	想定地域（小学校区）	パターン番号
武力攻撃事態	着上陸侵攻	×	—	—
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	○	はごろも小学校区	パターン1
	弾道ミサイル攻撃	○	宜野湾小学校区	パターン2
	航空攻撃	○	普天間第二小学校区 （西普天間住宅地区を含む）	パターン3
緊急処理事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	○	嘉数小学校区	パターン4
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等への攻撃	○	大山小学校区	パターン5
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	○	普天間小学校区	パターン6
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃	○	長田小学校区	パターン7
市独自想定	航空機等の墜落	○	大謝名小学校区	パターン8
	基地内での火災	○	志真志小学校区	パターン9

※着上陸侵攻にともなう避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることをしない。

2. 避難実施要領のパターン

市は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行うこととなる。そのために必要な基本的事項を以下のとおり示す。

(1) 基本パターンの様式

避難実施要領の様式は、国民保護事態の際の避難実施要領の様式で作成するものとする。

なお、航空機墜落事故などの基地災害が発生した場合には、時間的な余裕がなく、混乱することも考えられることから、以下の基本パターンの項目について箇条書き等での実施要領の作成も念頭に入れておくものとする。

【様式1】時間に余裕がある場合

避 難 実 施 要 領	
宜 野 湾 市 長 年 月 日 時 分現在	
屋内避難 ・ 市域内避難 ・ 市域外避難	
1 沖縄県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	
地域の特性	
時期による特性	

4 避難者数（単位：人）				
地区名				合計
避難者数（計）				
うち要支援者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要支援者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			

8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先				
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難完了予定日時				
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位				
	要支援者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期					
食事場所					

提供する食事の種類	
実施担当部署	
8-5 追加情報の伝達方法	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
事態の特性	
時期の特性	
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
（心得・安全確保・服装等）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡先	
宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： FAX：

【様式2】時間的に猶予のない事態が発生した場合などに使用

避難実施要領				
				宜野湾市長
				年 月 日 時 分現在
屋内避難 ・ 市域内避難 ・ 市域外避難				
1 警報の内容				
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)				
2 避難の指示				
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)				
3 避難の方法に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 1 号)				
要避難地域				
要避難者数				
うち要支援者数				
避難先地域				
一時集合場所及び集合方法				
集合時間				
避難経路				
避難手段				
避難開始日時				
4 避難の実施に関し必要な事項 (法第 61 条第 2 項第 3 号)				
避難施設	名称			
	所在地			
	連絡先			
避難に当たっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)			
追加情報の伝達方法				
5 避難住民の誘導に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 2 号)				
職員の配置場所・人数				
職員間の連絡方法				
要支援者の避難誘導方針				
残留者の確認方法				
6 緊急時の連絡先				
宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部		電話： FAX：		

【避難の指示】

避難の指示（一例）

沖縄県知事

〇〇〇〇年〇月〇日〇時現在

■ 本県においては、〇月〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難方法に従って、避難されたい。

■ 本県における住民の避難は次の方法により行うこととする。

(1) 宜野湾市〇〇小学校区（自治会単位等での呼びかけも含む）の住民は、市内の A 小学校区を避難先として〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急に〇〇小学校区の避難所へ移動後、指示を待つ

・・・・・・・・以下省略・・・・・・・・

(2) 宜野湾市〇〇小学校区（自治会単位等での呼びかけも含む）の住民は、市内の B 小学校区を避難先として〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、国道〇〇号（県道〇〇号線）によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）

※〇時から〇時まで国道〇〇号及び県道〇〇号線は交通規制（一般車両の通行禁止）

※宜野湾市役所職員及び関係機関の誘導に従って避難する。

※細部については、避難実施要領による。

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

3. 宜野湾市避難実施要領のパターン

(1) パターン1 ゲリラ攻撃【はごろも小学校区】

想定される攻撃	① 外国の武装集団が爆発物を所持し、人質を取り沖縄コンベンションセンターの展示棟に立てこもっている。 ② 武装集団の要求は、日本で逮捕された同胞の解放であり、明日までに要求が認められない場合には、展示棟を爆破すると宣言している。 ③ 爆発の影響が予想される地域の住民を避難させる。
避難方法	屋内避難が基本と考えられるが、状態の状況により、屋内避難と、域内・域外避難が混在する。



表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
10月10日 11:30	・外国の武装集団が爆発物を所持し、人質を取り沖縄コンベンションセンター展示棟に立てこもる。	
12:30	・武装集団が犯行声明を発表。犯行声明のなかで、人質30名と日本で逮捕された同胞の解放を要求。 ・10月11日の12時までには要求が認められない場合には、人質とともにホールを爆破すると宣言。	・市において、関係者、警察等から情報収集を開始。 ・県、国へ報告。
13:00		・国が武力攻撃事態に認定 ・警察が救出作戦を検討
13:10	・路線バスのうち、沖縄コンベンションセンター周辺を通過する路線の運行停止	・国対策本部が避難措置の指示を検討開始 ・県対策本部が避難の指示を検討開始 ・警察が広範囲を通行止め
13:15		・市においても住民の避難について検討・調整を開始 ・県と市が避難施設及び避難経路の協議開始 ・市職員を県へ派遣
13:30	・国から県に対し避難措置を指示	【指示概要】 ・要避難地域：沖縄コンベンションセンターから概ね300m圏内の地域 ・避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 高齢者、障がい者等の要支援者については、特段の配慮を行うこと ② 沖縄県及び宜野湾市は安否情報の収集を実施すること
13:45	・県から避難の指示	・避難の必要となる地域：真志喜2、3、4丁目 ・避難施設：隣接A市内の避難施設 ・主要な避難経路：国道58号 ・避難の手段：原則バスとする ※一時避難は原則徒歩とする
14:00		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
16:00		・残留者への呼びかけを開始
18:00	・要避難地域の住民等の避難完了	

【関係機関の対応状況】

警察による周辺の交通規制	・住民の救出活動及び住民等の速やかな避難のため、警察では主要な爆発の影響がある範囲の交通規制している。
消防による警戒区域の設定	・沖縄コンベンションセンターから半径300m圏内を包含する地域に消防警戒区域等を設定している。
交通機関	・路線バスの運行を停止している。

避難実施要領

宜野湾市長

2000年10月10日(○)

14時00分現在

屋内避難 ・ 市域内避難 ・ **市域外避難**

1 沖縄県からの避難の指示の内容

別添のとおり（知事の指示があった場合のみ市域外避難の実施が可能）

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	2000年10月10日(○) 11:30
発生場所	沖縄コンベンションセンター展示棟
実行の主体	外国の武装集団
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国の武装集団が爆発物を所持し、30人の一般人の人質を取り沖縄コンベンションセンターの展示棟に立てこもっている。 ② 犯行から1時間後の12時30分に武装集団が犯行声明を発表。 ③ 武装集団の要求は、日本で逮捕された同胞の解放であり、明日までに要求が認められない場合には、ホールを爆破すると宣言している。 ④ 政府は、武力攻撃事態に認定し、沖縄県及び宜野湾市を対策本部設置の自治体に指定した。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 武装集団は、要求が認められない場合、人質ごと自爆することが予想されるため、付近住民を避難させる必要がある。 ② 犯行声明で説明した爆発物の性能からすると半径300mまで被害が及ぶと予想される。
気象の状況	天候：晴れ 気温：22℃ 風向：北東 風速：2.5m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	沖縄コンベンションセンターを中心に半径300m以内に位置する行政区：真志喜2、3、4丁目
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民を隣接A市に避難させる。
避難開始日時	10月10日(○) 14:00
避難完了予定日時	10月10日(○) 18:00

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察：要避難地域内の道路を交通規制
	消防：沖縄コンベンションセンターから半径300メートルの範囲で消防警戒区域等を設定し、不測の事態に備え、消防車を配備し警戒にあたる。
	バス事業者：国道58号、沖縄コンベンションセンター周辺を通過する路線は運行停止
	自衛隊：宜野湾市体育館に爆発物処理の専門部隊が爆発に備え、待機。

連絡調整先	宜野湾市消防本部（警防課）：098-896-2548 宜野湾警察署：098-898-0110 陸上自衛隊第15旅団：098-857-1155			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	コンベンションセンターを破壊した武装工作員が潜伏・攻撃するおそれがあることから、周辺にある要避難地域内の避難誘導にあたっては、警察及び自衛隊と連携し安全を確保しながら実施すること。			
地域の特性	地域の結びつきは温度差があり、自治会単位での行動はあまり期待できない。			
時期による特性	日中は気温が上がることから、脱水症に注意が必要			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	真志喜2丁目	真志喜3丁目	真志喜4丁目	合計
避難者数（計）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
うち要支援者数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
うち外国人等の数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
地区名	沖縄コンベンションセンター利用者			
避難者数（計）	〇〇			〇〇
うち要支援者数	〇〇			〇〇
うち外国人等の数	〇〇			〇〇
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	隣接A市	隣接A市	隣接A市	隣接A市
避難施設名	避難施設A	避難施設B	避難施設C	避難施設D
所在地	隣接A市〇〇	隣接A市〇〇	隣接A市〇〇	隣接A市〇〇
収容可能人数（人）	****	****	****	****
連絡先（電話等）	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX
連絡担当者	市本部 個人名*** 連絡先	市本部 個人名*** 連絡先	市本部 個人名*** 連絡先	市本部 個人名*** 連絡先
その他の留意事項等	なし	なし	なし	なし
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	一時集合場所A	一時集合場所B	一時集合場所C	一時集合場所D
所在地	宜野湾市〇〇	宜野湾市〇〇	宜野湾市〇〇	宜野湾市〇〇
収容可能人数（人）	****	****	****	****
連絡先（電話等）	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：***	市本部：*** 連絡先：***	市本部：*** 連絡先：***	市本部：*** 連絡先：***

	(個人名を記入)	(個人名を記入)	(個人名を記入)	(個人名を記入)
その他の留意事項等	武装工作員が潜伏・攻撃するおそれがあることから、集合に際しては周辺の状況に十分注意すること。			
6 避難手段				
輸送手段	・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（要支援者用の車）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	観光仕様バス（○人）		中型バス（○人）
	台数	○台		○台
	輸送可能人数	○人		○人
	連絡先	A 交通：XXX—XXX-XXX 大型○両 中型○両 B バス：XXX—XXX-XXX 大型○両 C 交通：XXX—XXX-XXX 大型○両 D 交通：XXX—XXX-XXX 大型○両 中型○両 E 交通：XXX—XXX-XXX 大型○両 中型○両		
輸送力の配分の考え方	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C	避難施設 D
	宜野湾市○地区	宜野湾市○地区	宜野湾市○地区	宜野湾市○地区
	大型×○両 中型×○両	大型×○両 中型×○両	大型×○両 中型×○	大型×○両 中型×○両
その他輸送手段	要 支 援 者 その他（入院患者等）	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両等による輸送を行う。 ※避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施		
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要な避難経路は宜野湾バイパス～国道 58 号 パイプライン通り～県道 251 号線 別紙「避難施設等への避難経路」参照		
交通規制	実施者の確認	宜野湾警察署、浦添警察署		
	規制にあたる人数	○○人規模（協議による）		
	規制場所	住民を速やかに避難させる必要があるため、警察が主要な避難経路で交通規制を実施する。 細部は、警察との調整による。 ※別紙「交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所」参照		
警備体制	実施者の確認	宜野湾警察署、陸自○○隊		
	規制にあたる人数	○○人規模（協議による）		
	規制場所	バス車列の前後の警備を警察又は陸自○○隊が実施する。 ※別紙「交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所」参照		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区	沖縄コンベンションセンター	真志喜 2 丁目	真志喜 3 丁目	真志喜 4 丁目
一時集合	誘導の実施単位	施設利用者単位	自治会ごと	

場所への避難方法	輸送手段	徒歩			
	避難先	一時集合場所 A	一時集合場所 B	一時集合場所 C	一時集合場所 D
	集合時間	10月10日(○) 14:30			
	その他(誘導責任者等)	施設管理者	自治会長		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	施設利用者単位	自治会ごと		
	輸送手段	バス			
	避難経路	主要な避難経路は宜野湾バイパス～国道58号、パイプライン通り～県道251号線			
	避難先	避難施設A	避難施設B	避難施設C	避難施設D
	避難完了予定日時	10月10日(○) 17:30			
	その他(誘導責任者等)	○○ ××	○○ ××	○○ ××	○○ ××
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	○○施設単位	真志喜2丁目 地区内 要支援者	真志喜3丁目 地区内 要支援者	真志喜4丁目 地区内 要支援者
	要支援者への支援事項	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者支援班を編成 ・要支援者の状況に応じた対応を実施 ※避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施			
	輸送手段	要支援者施設から借用した車両及び市所有車両			
	避難経路	主要な避難経路は宜野湾バイパス～国道58号、パイプライン通り～県道251号線			
	避難先	社会福祉法人○○ 医療法人○○			
	避難開始日時	10月10日(○) 14:30			
	避難完了予定日時	10月10日(○) 18:00			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先施設、一時集合場所及び主要な交差点				
人数	避難先施設には調整要員を含めて5名、一時集合場所には3名配置する。				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職団員・自主防災組織(人員10名、車両5両)				
時期	10月10日(○) 14:30				
場所	宜野湾市真志喜2、3、4丁目				
方法	広報車での呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時	10月10日(○) 18:30				

8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	10月10日(○)夕食から支給
食事場所	避難先施設
提供する食事の種類	当初は市の備蓄食糧、事後現地調達による弁当。状況により隣接A市又は自衛隊に支援を要請
実施担当部署	対策本部指導対策部給食班 ※宜野湾市地域防災計画「所掌事務」より
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導に配置した職員による連絡、携帯電話、広報車等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
9-1 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者は、食糧、貴重品、薬、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行する。 ・隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	潜伏している武装工作員による発砲のおそれがあり、細心の注意が必要
時期の特性	日中は気温が上がることから、こまめな水分補給による脱水症に注意が必要
9-2 一時集合場所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所に集合する際は、自治会長の指示に従うこと。 ・避難に際して市職員、警察官、自衛隊等の指示に従うこと。 ・バス等の乗車待機時は、騒ぎ立てることなく、乗車の順番を待つこと。 ・避難者は、世帯ごとに固まってバスまたは自衛隊車両に乗車して、順次避難所に移動する。 ・それぞれの一時集合場所から同一避難所へ移動するため、同一世帯は確実にまとまって車両に乗車する。 ・家族が遅れて避難場所に到着する場合は、現地の市職員又は警察官、自衛官に確実に伝える。 	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
<p>ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>イ 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>オ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線、エリアメール、市公式SNS、市広報車、消防団車両等あらゆる手段を活用して市民等に避難実施要領の内容を伝達

	<p>するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記と並行し、市は避難実施要領の内容を訪問や電話・FAX等により自治会長に伝達する。 ・要支援者は一般市民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者の避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心掛ける。
避難実施要領の伝達先	「伝達先一覧表」による
職員間の連絡手段	別途「電話番号一覧」による。
12 緊急時の連絡先	
宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：098-892-3151 FAX：098-892-7022

(2) パターン2 弾道ミサイル攻撃【宜野湾小学校区】

想定される攻撃	・日本国周辺における某国において、普天間飛行場に向かって弾道ミサイルの発射の兆候があることが判明したもの。
避難方法	・市内全域において屋内退避の措置を取る。(時間的余裕がない)

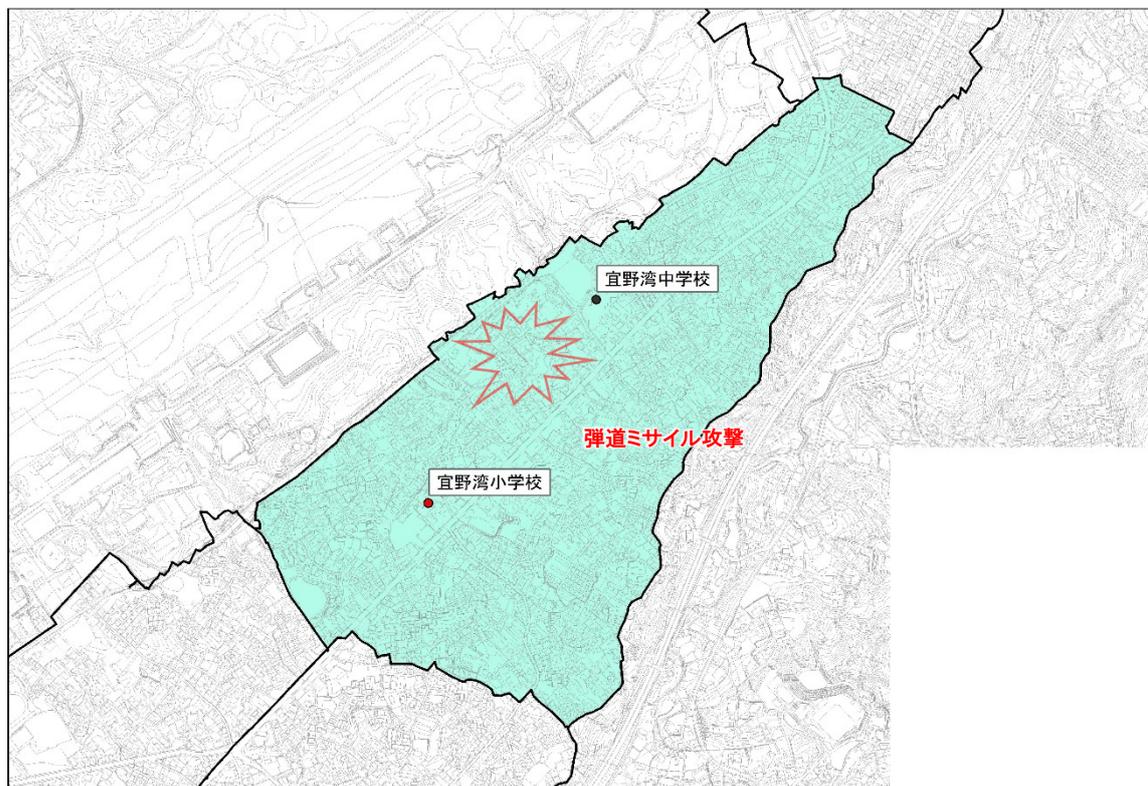


表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
4月5日 08:00	・某国において弾道ミサイルの発射の兆候があることが判明	・国対策本部長が警報の発令を決定。
08:02	・Em-Net、全国瞬時警報システム(Jアラート)等により警報を通知	・国→総務大臣→知事→市長
		・市内全防災行政無線により警報を伝達
08:05	・路線バスの運行停止	・国対策本部が避難措置の指示を検討開始 ・県対策本部が避難の指示を検討
08:08	・国から県に対し避難措置を指示	【指示概要】 ・要避難地域：市内全域 ・避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 屋内にいる者は、地階や建物の中心部など安全な場所へ退避すること ② 屋外にいる者は速やかに近くの地下や堅ろうな建物内に避難すること ③ 実際のミサイル発射に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
08:20	・某国から弾道ミサイルが発射される(着弾地域不明)	・国対策本部長が警報の発令を決定。
	・Em-Net、全国瞬時警報システム(Jアラート)等により警報を通知	・国→総務大臣→知事→市長
		・市内全防災行政無線により警報を伝達 ・警報伝達後、全防災行政無線により避難指示を伝達
08:25	・某国から発射された弾道ミサイルは普天間飛行場の上空を通過する見込み	・国対策本部長が警報の発令を決定。
	・Em-Net、全国瞬時警報システム(Jアラート)等により警報を通知	・国→総務大臣→知事→市長
		・市内全防災行政無線により警報を伝達 ・警報伝達後、全防災行政無線により避難指示を伝達

【関係機関の対応状況】

警察による周辺の交通規制	未規制(避難誘導を優先)
消防による警戒区域の設定	未設定(避難誘導を優先)
交通機関	路線バスは全線運行停止

【着弾前のパターン事例】

避 難 実 施 要 領	
宜 野 湾 市 長 20〇〇年 4 月 5 日 8 時 25 分現在	
屋内避難 ・ 市域内避難 ・ 市域外避難	
1 沖縄県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等から情報収集に努める。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	20〇〇年 4 月 5 日 (〇) 8 : 00
発生場所	—
実行主体	某国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイルの発射準備が認められる。
今後の予測・影響と措置	実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、市民に対して警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民の取るべき行動について周知する。
気象の状況	天候：曇り 気温：20℃ 風向：東南東 風速：5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ市民のいる場所の直近の堅牢な建物、建物の地階等（以下「堅牢な建物等」という。）の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	—
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置	
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	宜野湾市消防本部（警防課）：098-896-2548 宜野湾警察署：098-898-0110 陸上自衛隊第 15 旅団：098-857-1155

3 事態の特性で留意すべき事項	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
<p>屋内にいる場合</p> <p>(1)非常持ち出し品を準備するとともに、SNS、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。</p> <p>(2)屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。</p> <p>(3)現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠等を行う。</p> <p>(4)出火防止対策を行う。</p> <p>(5)危険動物の逸走対策を行う。</p> <p>(6)その他必要と認められる事項</p>	
<p>屋内にいない場合</p> <p>(1)徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。</p> <p>(2)車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、救急車の通行に妨げとならない方法とする。</p> <p>(3)原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。</p> <p>(4)周辺で着弾音等不審な音を耳知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は県警察に連絡する。</p>	
5 情報伝達	
<p>避難実施要領の住民への伝達方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、エリアメール、市公式 SNS、市広報車、消防団車両等あらゆる手段を活用して市民等に避難実施要領の内容を伝達するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。 ・上記と並行し、市は避難実施要領の内容を訪問や電話・FAX 等により自治会長に伝達する。 ・要支援者は一般市民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者の避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心掛ける。 ・実際に弾道ミサイルが発射され、本市の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、Jアラートシステムにより、最大音量でサイレン吹鳴が実行される。
<p>避難実施要領の伝達先</p>	<p>「伝達先一覧表」による</p>
<p>職員間の連絡手段</p>	<p>別途「電話番号一覧」による。</p>
6 緊急時の連絡先	
<p>宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部</p>	<p>電話：098-892-3151 FAX：098-892-7022</p>

【着弾後のパターン事例】

避難実施要領	
宜野湾市長 2000年4月5日 10時00分現在	
屋内避難 ・ 市域内避難 ・ 市域外避難	
1 沖縄県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、4月5日9時10分ごろに沖縄県宜野湾市赤道1丁目地域において発生した爆発について、某国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の宜野湾市立宜野湾小学校区及びその風下となる宜野湾市長田地区を要避難地域として避難措置の指示を行った。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2000年4月5日（○） 9：10
発生場所	宜野湾市赤道1丁目宜野湾市立宜野湾中学校付近
実行主体	某国
事案の概要と被害状況	宜野湾市内にミサイル落下。NBC弾の可能性あり。人的・物的被害について調査中。
今後の予測・影響と措置	弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施。
気象の状況	天候：曇り 気温：20℃ 風向：東南東 風速：2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	別紙（地域性に関する説明）
避難先と避難誘導の方針	<p>爆心地に近い要避難地域の宜野湾市上原地区、赤道地区、神山地区、愛知地区内の住民〇〇名に対して、ただちに周辺地域から離れ、本日12：00を目途に避難施設A、避難施設Bへ一時避難させる。</p> <p>さらに、着弾地点の風下となり要避難地域に該当する宜野湾市神山地区、愛知地区、長田地区、宜野湾地区内の住民約〇〇名に対して、本日13：00を目途に避難施設C、避難施設D、避難施設Eに一時避難させる。</p> <p>必要に応じ、本日15：00以降、借り上げ車両により、市域の避難施設Fなどの大規模避難所又は避難先受け入れ先でもある〇〇市へ移動させる。</p> <p>要避難地域以外の地域も、不要不急の外出を避け、努めて屋内退避を継続。</p>
避難開始日時	4月5日（○）11：00
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置	
措置の概要	<p>市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう県警察、消防機関、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現地調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整にあたる。</p> <p>その近傍地域に除染所を開設中。消防が消防警戒区域等の設定、</p>

	<p>救助、検知、除染準備を実施中。警察が交通規制、検知、除染準備を実施中。自衛隊に災害派遣要請し、除染準備中。その他、相互応援協定等に基づく応援の要請を実施。市対策本部は、NBC 災害への対応能力を有する専門医や DMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について県と調整を行う。</p> <p>避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入れ先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れ調整を行う。</p>
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>県対策本部：市職員 2 名を派遣 現地調整所：市職員 2 名を派遣</p> <p>※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣</p> <p>その他関係機関：宜野湾市消防本部（警防課）：098-896-2548 宜野湾警察署：098-898-0110 陸上自衛隊第 15 旅団：098-857-1155</p> <p>※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に示す連絡票の活用を図る。</p>

3 事態の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	<ul style="list-style-type: none"> ・弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。 ・地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性あり。 ・要避難地域の住民の状況把握が困難 ・化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難。
地域の特性	<p>地域の結びつきが強く自治会単位の行動が期待できる。また、要支援者の避難には、自治会と連携して介助者を派遣して避難を行う。</p>
時期による特性	<p>低気圧の影響により降雨の可能性はある</p>

4 避難者数（単位：人）

地区名	上原地区	赤道地区	神山地区	合計
避難者数（計）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
うち要支援者数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
うち外国人等の数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
地区名	愛知地区	長田地区	宜野湾地区	合計
避難者数（計）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
うち要支援者数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
うち外国人等の数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※避難住民の数は、要避難地域における住民基本台帳・要支援者名簿等を参考として算出した概算

5 避難施設					
避難先地域	A 地区	B 地区	C 地区	C 地区	C 地区
避難施設名	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C	避難施設 D	避難施設 E
所在地	〇〇市 〇丁〇番〇 号	〇〇市 〇丁〇番〇 号	〇〇市 〇丁〇番〇 号	〇〇市 〇丁〇番〇 号	〇〇市 〇丁〇番〇 号
収容可能人数 (人)	***	***	***	***	***
連絡先 (電話等)	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)
その他留意事項等		体育館のみ			体育館のみ
5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	—				
所在地	—				
連絡先 (電話等)	—				
連絡担当者	—				
その他の留意事項	—				
6 避難手段					
<p>(1) 集合場所への移動は、原則として徒歩により行う。</p> <p>(2) 担当職員は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。</p> <p>(3) 自治ごとの避難場所には、各世帯、事業所等の単位で移動する。</p> <p>(4) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例（災害対策基本法(抄) 第49条の10 避難行動支援者名簿の作成）によって避難させる。</p> <p>(5) 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。</p>					
輸送手段	バス・船舶・ <u>徒歩</u> ・その他（要支援者用の車）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	—			
	台数	—			
	輸送可能人数	—			
	連絡先	—			
輸送の考え方	—				
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による搬送を行う。 ※避難行動要支援者の避難支援プランにより実施			
	その他（けが人等）	市内の病院及び隣接市の病院と調整し、救急車・ドクターヘリによる搬送を行う。			

7 避難経路 ※避難施設まで可能な限り短時間で避難できる経路を利用することが望ましい。			
避難に使用する経路	主要な避難経路は、「国道 A 号」、「県道 A 号線」、「県道 B 号線」及び「市道 A 号線」とする。 別紙「避難施設等への避難経路」参照		
交通規制	実施者の確認	宜野湾警察署	
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）	
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。	
警備体制	実施者の確認	宜野湾警察署	
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）	
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。	
8 避難誘導方法			
8-1 避難（輸送）方法			
	地区	B 地区	C 地区
一時避難場所への避難の方法	誘導の実施単位	—	—
	輸送手段	—	—
	避難先	—	—
	集合時間	—	—
	その他（誘導責任者等）	—	—
避難施設への避難方法	避難の実施単位	上原地区、赤道地区、神山地区	愛知地区、宜野湾地区、長田地区
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難経路	「国道 A 号」、「県道 A 号線」及び「市道 A 号線」を使用する。 （詳細は経路図を参照）。	「国道 A 号」、「県道 A 号線」及び「県道 B 号線」を使用する。 （詳細は経路図を参照）。
	連絡先	避難施設 A、避難施設 B	避難施設 C、避難施設 D、 避難施設 E
	避難開始日時	—	—
	避難完了予定日時	4 月 5 日（○） 12：00	4 月 5 日（○） 13：00
	その他	—	—

	(誘導責任者等)		
避難行動要支援者等の避難方法	避難の実施単位	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別に対応 ※避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施	身体状況に応じ個別に対応 ※避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施
	輸送手段	市保有の車両及び介護事業者への協力を依頼	市保有の車両及び介護事業者への協力を依頼
	避難経路	国道 A 号ほか (徒歩避難経路との重複に留意)	国道 A 号ほか (徒歩避難経路との重複に留意)
	連絡先	避難施設 A、避難施設 B 市内福祉避難所、市内医療機関	避難施設 C、避難施設 E、 避難施設 D 市内福祉避難所、市内医療機関
	避難開始日時	4月5日(○) 11:00	4月5日(○) 12:00
	避難完了予定日時	4月5日(○) 15:00	4月5日(○) 15:00

8-2 職員の配置方法

- (1)市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。
(2)派遣する職員は別に定める。
(3)避難誘導員の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配属するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。
また、避難誘導員は、現地調査所との避難開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。

配置場所	「B 地区」「C 地区」の避難場所を「国道 A 号」、「県道 A 号線」、「県道 B 号線」及び「市道 A 号線」の主要な交差点 (●●箇所)
人数	避難場所にはそれぞれ 5 名を配置する。 主要な交差点にはそれぞれ 1 名を配置する。 ※配置図に職員名と連絡先を記載する。
現地調整所	連絡要員を 2 名配置。

8-3 残留者の確認方法

確認者	市職員・消防職団員・自主防災組織 (人員 10 名、車両 5 両)
時期	4月5日(○) 13:00 開始
場所	(B 地区) 上原地区、赤道地区、神山地区 (C 地区) 愛知地区、宜野湾地区、長田地区
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握し

	ておく。
終了予定日時	4月5日(○) 15:00開始までに終了するよう活動を実施する
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	— (徒歩避難時は提供せずに、避難施設にて提供。)
食事場所	—
提供する食事の種類	—
実施担当者	—
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等	
9 避難時の留意事項	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	(1)避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行するものとする。 (2)出火防止対策を行い、施錠等を行う。 (3)隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	(1)避難の際には、風下方向をさけるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。 (2)車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行の妨げにならない方法とする。
避難場所での対応	(1) 避難場所に到着した場合は、自主防災組織のリーダー、自治会長等の下に集合する。 (2) 汚染のおそれのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認したときには、専門医や DMAT (災害派遣医療チーム) 等の協力を得て病院等に移送する。
10 誘導に際しての留意事項 (職員の心得・安全確保・服装等)	
ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 イ 特殊標章等を携帯すること。 ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 オ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。	

11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線、エリアメール、市公式 SNS、市広報車、消防団車両等あらゆる手段を活用して市民等に避難実施要領の内容を伝達するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。 ・ 上記と並行し、市は避難実施要領の内容を訪問や電話・FAX 等により自治会長に伝達する。 ・ 要支援者は一般市民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者の避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心掛ける。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による
職員間の連絡手段	別添「電話番号表一覧」による
12 緊急時の連絡先	
宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：098-892-3151 FAX：098-892-7022

(3) パターン3 航空攻撃【普天間第二小学校区】

<p>想定される攻撃</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行機による航空攻撃 ①沖縄県より、某国から爆撃機が本市方面へ飛来予測との連絡が入った。 ②攻撃目標が判断できないことから、屋内避難の指示を行い、着弾の情報により「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用した対応を取る。 ③本市上空を通過した場合、爆発物の投下が予想される。
<p>避難方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に弾道ミサイル着弾前と同様の対応を想定 ・市内全域において屋内退避の措置を取る。(時間的余裕がない)

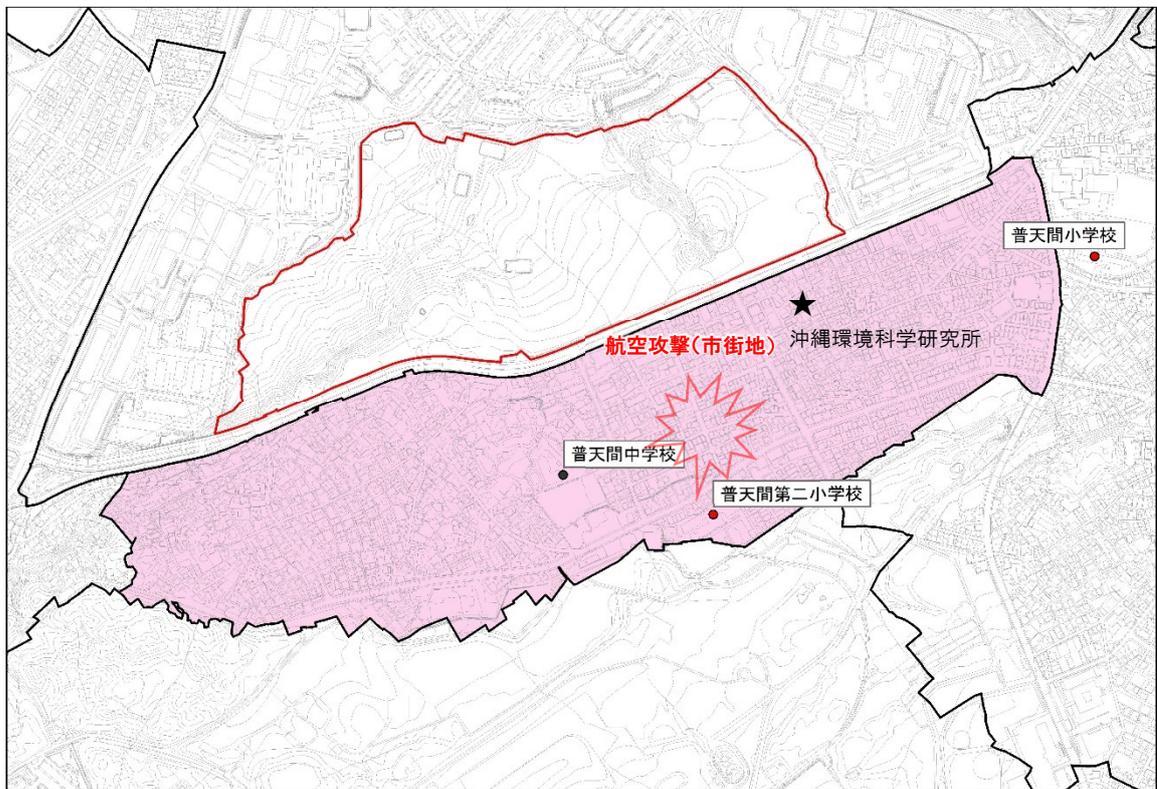


表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
5月5日 08:00	・某国から爆撃機が本市方面へ飛来 予測との連絡が入る	・国対策本部長が警報の発令を決定。
08:02	・Em-Net、全国瞬時警報システム(Jアラート)等により警報を通知	・国→総務大臣→知事→市長
		・市内全防災行政無線により警報を伝達
08:05	・路線バスの運行停止	・国対策本部が避難措置の指示を検討開始 ・県対策本部が避難の指示を検討
08:08	・国から県に対し避難措置を指示	【指示概要】 ・要避難地域：市内全域 ・避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 屋内にいる者は、地階や建物の中心部など安全な場所へ退避すること ② 屋外にいる者は速やかに近くの地下や堅ろうな建物内に避難すること ③ 実際の攻撃に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
08:20	・某国から爆撃機が離陸した(攻撃目標不明)	・国対策本部長が警報の発令を決定。
	・Em-Net、全国瞬時警報システム(Jアラート)等により警報を通知	・国→総務大臣→知事→市長
		・市内全防災行政無線により警報を伝達 ・警報伝達後、全防災行政無線により避難指示を伝達
08:25	・某国から発射された爆撃機は普天間飛行場の上空を通過する見込み	・国対策本部長が警報の発令を決定。
	・Em-Net、全国瞬時警報システム(Jアラート)等により警報を通知	・国→総務大臣→知事→市長
		・市内全防災行政無線により警報を伝達 ・警報伝達後、全防災行政無線により避難指示を伝達

【関係機関の対応状況】

警察による周辺の交通規制	未規制(避難誘導を優先)
消防による警戒区域の設定	未設定(避難誘導を優先)
交通機関	路線バスは全線運行停止

避難実施要領

宜野湾市長

2000年5月5日 8時20分現在

屋内避難 市域内避難 ・ 市域外避難

1 沖縄県からの避難の指示の内容

- ・ 飛行機による航空攻撃
- ・ 沖縄県より、某国からの爆撃機が本市方面へ飛来予測との連絡が入った。
- ・ 攻撃目標が確定判断できないことから、屋内避難の指示を行い、着弾の情報により「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用した対応を取る。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	2000年5月5日（○） 8：00
発生場所	市域全域
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	爆撃機が飛来。本市が攻撃目標となっているか不明。投下物の内容についての情報もなし。
今後の予測・影響と措置	爆撃機が本市上空を通過した場合、爆撃機の投下が予想される。攻撃目標が確認できないことから、市域全体で屋内避難を実施。本市域内への爆発物投下情報が確認された場合は、「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用した対応を取る。
気象の状況	天候：晴れ 気温：25℃ 風向：南 風速：2m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	市域全体
避難先と避難誘導の方針	屋内避難。屋内へ避難できない場合は、構造物に身を隠すか、なるべく姿勢を低くして対応。
避難開始日時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛来予定時刻が事前に判明していれば1時間前より屋内避難指示を行う。 ・ 飛来時刻が不明の場合は、情報確認後速やかに実施。
避難完了予定日時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆撃機による爆弾投下がなければ、機影が確認できなくなった時点で避難指示を解除。 ・ 被害が発生した場合は、投下物、火災の処理が全て終了し、安全が確保された段階で避難指示を解除。

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	<p>警察：攻撃対象として確認されている周辺における警戒活動</p> <p>消防：住民への広報活動</p> <p>県対策本部：市職員を2名派遣</p> <p>現地調整所：市職員を2名派遣</p> <p>その他関係機関：○○○</p>
連絡調整先	<p>宜野湾市消防本部（警防課）：098-896-2548</p> <p>宜野湾警察署：098-898-0110</p> <p>陸上自衛隊第15旅団：098-857-1155</p>

3 事態等の特性で留意すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標値を限定せずに屋内への避難を市域全域で取る必要がある。 ・ 投下物による破壊、火災が発生した場合は、「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用し、避難範囲等の設定などの対応を行う。 	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合	
屋内にいる場合	<ol style="list-style-type: none"> (1)非常持ち出し品を準備するとともに、SNS、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。 (2)屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。 (3)現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠等を行う。 (4)出火防止対策を行う。 (5)危険動物の逸走対策を行う。 (6)その他必要と認められる事
屋内にいない場合	<ol style="list-style-type: none"> (1)徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 (2)車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、救急車の通行に妨げとならない方法とする。 (3)原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 (4)周辺で墜落音等不審な音を耳知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は県警察に連絡する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線、エリアメール、市公式 SNS、市広報車、消防団車両等あらゆる手段を活用して市民等に避難実施要領の内容を伝達するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。 ・ 上記と並行し、市は避難実施要領の内容を訪問や電話・FAX 等により自治会長に伝達する。 ・ 要支援者は一般市民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者の避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心掛ける。 ・ 実際に爆撃機が離陸し、本市の区域が攻撃目標予想地点に含まれる場合は、Jアラートシステムにより、最大音量でサイレン吹鳴が実行される。
避難実施要領の伝達先	市域全域
6 緊急時の連絡先	
宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：098-892-3151 FAX：098-892-7022

(4) パターン4 危険性を内在する物資を有する施設への攻撃【嘉数小学校区】

<p>想定される攻撃</p>	<p>① 危険性を内在する施設（沖縄環境分析センター）で爆発が発生。 ② テログループと警察が沖縄環境分析センター付近で対峙。 ③ 爆発の影響が予想される地域の住民を避難させる。</p>
<p>避難方法</p>	<p>屋内避難が基本と考えられるが、状態の状況により、屋内避難と、域内・域外避難が混在する。</p>

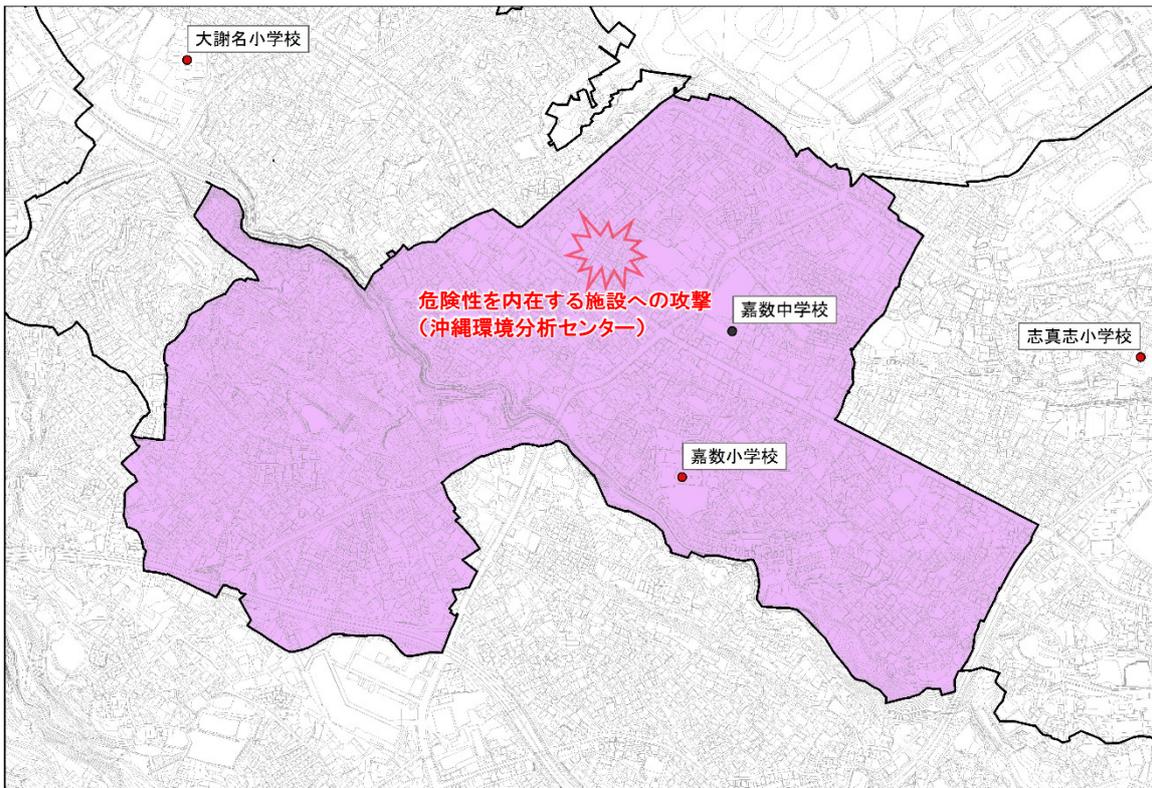


表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
8月21日 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄環境分析センターにおいて、爆破テロが発生 ・センター内において死傷者がでている 	<ul style="list-style-type: none"> ・テロ事案について、国が緊急対処事態に認定
14:30		<ul style="list-style-type: none"> ・国対策本部が避難措置の指示の検討開始 ・県対策本部が避難の指示の検討開始
14:45		<ul style="list-style-type: none"> ・警察が沖縄環境分析センター周辺の交通規制 ・消防が負傷者等の救護にあたる ・市においても状況を把握、二次被害を防ぐため、住民の避難について検討・調整開始 ・県と宜野湾市が避難施設及び避難経路の協議開始 ・市職員を現場へ派遣
15:00		<ul style="list-style-type: none"> ・市が緊急対処事態対策本部会議を開催（負傷者等の把握、二次被害を防ぐため付近住民の避難、自衛隊の派遣について検討）
15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・国から県に対し避難措置の指示 	
15:40	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの避難指示 	
16:00		<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
16:35		<ul style="list-style-type: none"> ・残留者への呼びかけ開始
17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域の住民等の避難完了 	

【関係機関の対応状況】

警察による周辺の交通規制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の救出活動及び住民等の速やかな避難のため、警察では主要な爆発の影響がある範囲を交通規制している。
消防による警戒区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄環境分析センターから半径300m圏内を包含する地域に消防警戒区域等を設定している。
交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの運行を停止している。

避難実施要領

宜野湾市長

20〇〇年8月21日 16時00分現在

屋内避難 ・ 市域内避難 ・ **市域外避難**

1 沖縄県からの避難の指示の内容

別添のとおり（知事の指示があった場合のみ市域外避難の実施が可能）

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	20〇〇年8月21日（○）14：00頃
発生場所	沖縄環境分析センター（宜野湾市真栄原3丁目7番24号）
実行の主体	所属不明のテログループ
事案の概要と被害状況	沖縄環境分析センター内で爆発が発生、テログループと警察が沖縄環境分析センター付近で対峙。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の住民等を早急に避難させる必要がある。 ・また、対応には相応の時間を要することが予測され、加えて事態の拡大も懸念されることから、数日間は避難施設に留まることを考慮する必要がある。
気象の状況	天候：晴れ 気温：30℃ 風向：南西 風速：2m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	沖縄環境分析センターから半径300mの範囲に在る地域 ※別紙「要避難地域」参照
避難先	要避難地域以外の隣接A内の一時避難所
避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域住民を避難させ、状況の推移を注視し、さらに広域的な避難が必要となる可能性を考慮し、周辺市町村・関係機関との避難の調整を行う。 ・避難の方法について、自家用車等により自力で避難できる場合は、避難所及び避難経路を示したうえで、自家用車等で避難させる。 ・自力で避難できない市民等は、市内の一時集合場所に集合させ、バスや市所有の公用車、自衛隊の車両等により避難させる。 ・この際、県警察、自衛隊からの情報、助言等により適宜修正し、柔軟に対応する。
避難開始日時	20〇〇年8月21日（○）14：30を目途とする。
避難完了予定日時	20〇〇年8月21日（○）中に一時避難所へ収容する。

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	<p>警察：攻撃対象として確認されている周辺における警戒活動 消防：住民への広報活動 県対策本部：市職員を2名派遣 現地調整所：市職員を2名派遣 その他関係機関：〇〇〇</p>
-------	--

連絡調整先	宜野湾市消防本部（警防課）：098-896-2548 宜野湾警察署：098-898-0110 陸上自衛隊第 15 旅団：098-857-1155			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	・要避難地域内の避難誘導にあたっては、県警察、自衛隊と連携し（事案に関する情報）を常に入手して安全を確保しながら行うこと。			
地域の特性	自治会単位で行動する。			
時期による特性	夏季のため、熱中症など避難者の対象管理に注意すること。			
4 避難の概要				
宜野湾市内全域の市民等のうち自家用車等により自力で避難することが可能な者は、一時避難所へ直接避難させる。その他の市民等は一時集合場所に集合させ、バス等により一時避難所へ避難する。				
4-1 避難者数（単位：人）				
地区名	真栄原 2 丁目	〇〇地区		合計
避難者数（計）	〇〇	〇〇		〇〇
うち要支援者数	〇〇	〇〇		〇〇
うち外国人等の数	〇〇	〇〇		〇〇
その他留意事項	住民基本台帳上の登録人口であり、外出者や自主避難者等を考慮すると、避難を要する実数はこれよりも少ないと想定される。			
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	A 地区	B 地区		
避難施設名	避難施設 A	避難施設 B		
所在地	隣接 A 市〇〇丁目〇番〇号	隣接 A 市〇〇丁目〇番〇号		
収容可能人数（人）	****	****		
連絡先（電話等）	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX		
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** （個人名を記入）	市本部：*** 連絡先：*** （個人名を記入）		
その他の留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察等が行う交通規制及び隣接 A 市が行う避難所周辺の交通誘導に従うこと。 ・避難区域の外縁に設置された県警等による検問を通過すること。 			
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	避難施設 D	避難施設 E		
所在地	宜野湾市〇〇△丁目〇番〇号	宜野湾市〇〇△丁目〇番〇号		
収容可能人数（人）	****	****		
連絡先（電話等）	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX		

連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)		
その他の留意事項等	・一時避難所へバスで移動する場合は、指定された一時集合場所にバスが到着次第、順次乗車する。			
6 避難手段				
輸送手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（自家用車又は要支援者用の公用車等） ※一時集合場所から一時避難所までは、原則として市及び県が手配したバスまたは自衛隊車両により移動する。 ※自家用車等で避難できるものは、自家用車等で一時避難所へ直接避難する。			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	観光仕様バス (〇〇人)	中型バス (〇〇人)	公用車
	台数	〇台	〇台	〇台
	輸送可能人数	〇〇人	〇〇人	〇〇人
	連絡先	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	輸送従事者一覧表のとおり
輸送力の配分の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者を地区（自治会）ごとに〇つのグループに分けて避難を行う。 ・ 自家用車で避難する者は適宜避難するが、交通渋滞を避けるため、相乗りを推奨する。 ・ 近所の配慮者に声をかけて、可能な限り同乗させる。 ・ 市職員、消防職団員及び自衛隊等の誘導により、バス、自衛隊車両又は自家用車等で避難区域の外縁に設置された県警等による検問を通過した後、一時避難所へ向かう。 			
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両等による輸送を行う。 ※避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施		
	その他（入院患者等）	救急車		
7 避難経路				
避難に使用する経路		避難経路は国道〇号及び一時避難所方面へ通じる一般県道等とする。		
交通規制	実施者の確認	宜野湾警察署、浦添警察署		
	規制にあたる人数	約〇人（協議により確認）		
	規制場所	沖縄環境分析センターへ通じる道路は、全線通行止め。 ※別紙「交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所」参照		
警備体制	実施者の確認	宜野湾警察署		
	規制にあたる人数	約〇人（協議により確認）		
	規制場所	避難経路及び避難所に配置。 ※別紙「交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所」参照		

8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区		真栄原2丁目	〇〇地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	自治会ごと	自治会ごと		
	輸送手段	徒歩			
	避難先	避難施設D 宜野湾市〇〇 △丁目〇番〇 号	避難施設E 宜野湾市〇〇 △丁目〇番〇 号		
	集合時間	20〇〇年8月21日（〇）16：00			
	その他（誘導責任者等）	自治会長	自治会長		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	自治会ごと			
	輸送手段	バス			
	避難経路	主要な避難経路は宜野湾西原線、県道241号線、国道330号			
	避難先	避難施設A	避難施設B		
	避難完了予定日時	20〇〇年8月21日（〇）17：00			
	その他（誘導責任者等）	〇〇 × ×	〇〇 × ×		
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	〇〇施設単位			
	要支援者への支援事項	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者支援班を編成 ・要支援者の状況に応じた対応を実施 			
	輸送手段	要支援者施設から借用した車両及び公用車			
	避難経路	主要な避難経路は宜野湾西原線、県道241号線、国道330号			
	避難先	社会福祉法人〇〇 医療法人〇〇			
	避難開始日時	20〇〇年8月21日（〇）16：00			
	避難完了予定日時	20〇〇年8月21日（〇）17：00			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先施設、一時集合場所及び主要な交差点				
人数	避難先施設には調整要員を含めて5名、一時集合場所には3名配置する。				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職団員・自主防災組織（人員10名、車両5両）				
時期	一時集合場所への集合が概ね完了した頃を目途とする。				
場所	広報車で呼びかけ、戸別訪問				
方法	残留者に対し、避難するよう求める。				
措置	残留者に対し、避難するよう求める。 これに応じない市民等については、住所氏名を確認し、市対策本部に無線・携				

	帯等で報告する。
終了予定日時	20〇〇年 8 月 21 日 (〇) 17:30
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	20〇〇年 8 月 21 日 (〇) 夕食から支給
食事場所	避難先施設
提供する食事の種類	当初は市の備蓄食糧、事後現地調達による弁当。状況により隣接 A 市又は自衛隊に支援を要請。
実施担当部署	対策本部指導対策部給食班 ※宜野湾市地域防災計画
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導に配置した職員による連絡、携帯電話、広報等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
9-1 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止対策をおこない、施錠等を行ってから避難すること。 ・ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。 ・ 携行品は貴重品や最小限の着替え、日用品、非常持ち出し品等最小限にすること。 ・ 金銭、印鑑、通帳等貴重品、身分証明書等を携行すること。 ・ 犬、猫等その他小動物のペットの同行は、避難の妨げにならない範囲において許可を得ること。 ・ 服装や携行品から不審者と判断される場合は、周辺の市職員、消防職員、警察官、自衛隊等に通報すること。 ・ 防災行政無線やラジオ等の情報を確認し、デマに惑わされることなく落ち着いて行動すること。
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンカチ等で口元を覆い、速やかに要避難区域から離れるか、近くの一時集合場所などの建物内に屋内退避をすること。
時期の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ こまめな水分補給を行うなど、熱中症に注意が必要
9-2 一時集合場所での対応	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時集合場所に集合する際は、自治会町の指示に従うこと。 ・ 避難に際して市職員、警察官、自衛隊等の指示に従うこと。 ・ バス等の乗車待機時は、騒ぎ立てることなく、乗車の順番を待つこと。 ・ 避難者は、世帯ごとに固まってバスまたは自衛隊車両に乗車して、順次避難所に移動する。 ・ それぞれの一時集合場所から同一避難所へ移動するため、同一世帯は確実にまとまって車両に乗車する。 ・ 家族が遅れて避難場所に到着する場合は、現地の市職員又は警察官、自衛官に確実に伝える。
10 誘導に際しての留意事項（職員）	

<p>ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>イ 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、エリアメール、市公式 SNS、市広報車、消防団車両等あらゆる手段を活用して市民等に避難実施要領の内容を伝達するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。 ・上記と並行し、市は避難実施要領の内容を訪問や電話等により自治会長に伝達する。 ・要支援者は一般市民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者の避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心掛ける。 ・避難にかかわる広報は、テログループを刺激しないよう留意する。
避難実施要領の伝達先	・「伝達先一覧表」による
職員間の連絡手段	・別添「電話番号表一覧」による
12 緊急時の連絡先	
宜野湾市 国民保護／緊急処理事態対策本部	電話：098-892-3151 FAX：098-892-7022

(5) パターン5 多数の人が集合する施設への攻撃【大山小学校区】

<p>想定される攻撃</p>	<p>① 大山小学校区内の多くの人が集合する施設（大型商業施設）において、爆発事案が発生し、約 150 名が死傷。</p> <p>② 国際テロ組織 A を名乗る者から犯行声明に基づいて、爆発物を捜索中に大山小学校区内の別の多くの人が集合する施設（大型商業施設）において爆発物とみられる不審物を発見。</p>
<p>避難方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪客及び従業員等関係者を迅速かつ安全に避難させる。 ・ 集客施設周辺地域の住民についてバス等を利用し早期に避難させる。 ・ 避難先は安全な市域内施設への避難を実施。

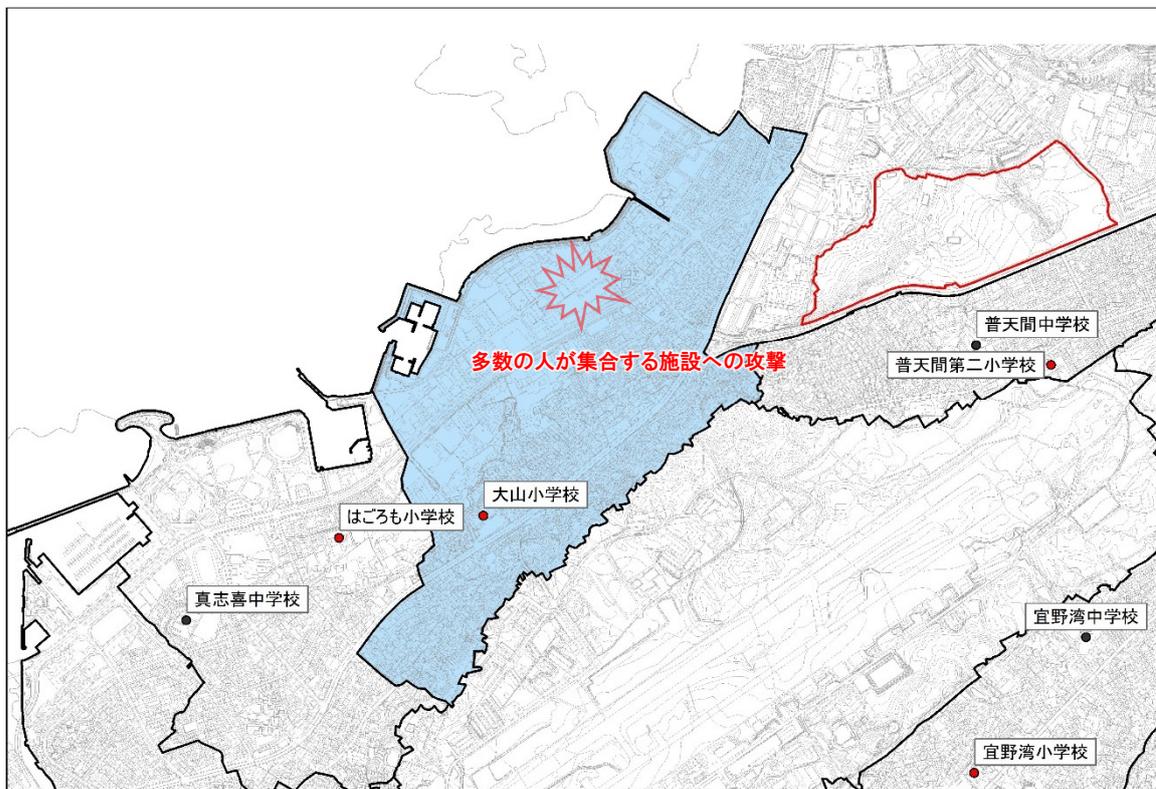


表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
8月8日 16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・大山小学校区内の大型商業施設で爆発物が爆発 ・実行したテログループは犯行声明を発表、また更なる攻撃を予告 	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発で150名を超す死傷者が発生 ・(16:30) 宜野湾市で発生した事案について、国が緊急処理事態に認定
17:30	<ul style="list-style-type: none"> ・大山小学校区内の大型商業施設にテログループがさらに侵入 	<ul style="list-style-type: none"> ・直後の通報で、消防、警察は事件認知
17:40	<ul style="list-style-type: none"> ・大山小学校区内の大型商業施設に侵入したテログループが犯行声明。 ・一回目の爆発事案の実行犯と同一グループであることを宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び警察の先着隊が現場到着 ・市で事態を認知 ・市は、消防及び警察から情報収集 ・大型商業施設に繋がる道路の封鎖
17:45	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、宜野湾市を緊急処理事態対策本部を設置すべき市町村に指定 	
17:45		<ul style="list-style-type: none"> ・警察により交通規制実施、緊急車両のみ通行可
18:00		<ul style="list-style-type: none"> ・市が緊急処理事態対策本部会議を開催（付近住民の避難を検討し、指示があれば対応できるよう準備することを決定）
18:05		<ul style="list-style-type: none"> ・県と市が避難施設及び避難経路を協議開始 ※テログループは大型商業施設に立てこもっており対応に時間を要することから数日間は避難の解除ができないことを想定。あわせて住民の避難に関して協議を開始
18:30	<ul style="list-style-type: none"> ・国から県に対し避難措置の指示 	
18:40	<ul style="list-style-type: none"> ・県から避難の指示 	
19:00		<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
19:45		<ul style="list-style-type: none"> ・残留者への呼びかけを開始
21:15	<ul style="list-style-type: none"> ・21:15までに要避難地域の住民等は避難完了 	

【関係機関の対応状況】

警察による周辺の交通規制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の救出活動及び住民等の速やかな避難のため、警察では主要な爆発の影響がある範囲を交通規制している。
消防による警戒区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発物発見場所から半径300m圏内を包含する地域に消防警戒区域等を設定している。
交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの運行を停止している。

避難実施要領

宜野湾市長

2000年8月8日 19時00分現在

屋内避難 ・ **市域内避難** 市域外避難

1 沖縄県からの避難の指示の内容

別添のとおり

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	2000年8月8日(○) 16:30
発生場所	大山小学校区内大規模集客施設 大型商業施設
実行の主体	国際テロ組織Aと考えられる。
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 8月8日(○) 16時30分、大山小学校区内の大規模集客施設において爆発事案が発生し、約150名が死傷。 テロ組織Aを名乗る者からの犯行声明に基づいて、爆発物を捜索中に大型商業施設内において爆発物とみられる不審物を発見。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> 集客施設の営業を中止し、顧客を迅速かつ安全に避難させる必要がある。 集客施設周辺地域の住民を早期に避難させる必要がある。 爆発物の処理には、1日程度の時間を要することが予測されることから、最大2日間避難施設に留まることを考慮する必要がある。
気象の状況	天候：晴れ 気温：33℃ 風向：南西 風速：0.5m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	<ul style="list-style-type: none"> 大型商業施設を中心とした半径概ね300mの地域 ※別紙「要避難地域」参照
避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> 大型商業施設内の来訪客は徒歩で駐車場に一時避難し、バス等で避難施設Aへ避難させる。 その他地区の住民は、一時避難場所を設定して集合させ、県が手配したバス等により避難施設B～Eへ避難させる。 要支援者については、避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、福祉避難所へ避難させる。 ※別紙「要避難地域」参照
避難開始日時	2000年8月8日 19:00
避難完了予定日時	2000年8月8日 21:15

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察：攻撃対象として確認されている周辺における警戒活動 消防：住民への広報活動 県対策本部：市職員を2名派遣 現地調整所：市職員を2名派遣 その他関係機関：○○○
-------	---

連絡調整先	宜野湾市消防本部（警防課）：098-896-2548 宜野湾警察署：098-898-0110 陸上自衛隊第15旅団：098-857-1155
-------	--

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	<ul style="list-style-type: none"> ・不審物は爆発物とみられ、犯人グループが確保されていないため、爆発物の威力等に関する情報は不明であり、爆発物の細部が判明するまでの間、要避難地域を最大限確保する必要がある。 ・住民の避難を円滑に進めるため、住民の避難開始までに集客施設の来訪者及び従業員等関係者の避難・撤去を完了させる必要がある。 ・このため、バス事業者の協力及び早期の宜野湾バイパスの交通規制のため、宜野湾警察署の協力が必要となる。
地域の特性	・火葬業務の受入れ先の確保が必要である。
時期による特性	夜間も高い気温の継続が予測され、避難施設での冷房処置が必要。

4 避難者数(単位：人)

地区名	サンエー 大山シティ	大山3丁目	大山7丁目	合計
避難者数(計)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
うち要支援者数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
うち外国人等の数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
地区名	伊佐2丁目	伊佐4丁目		合計
避難者数(計)	〇〇	〇〇		〇〇
うち要支援者数	〇〇	〇〇		〇〇
うち外国人等の数	〇〇	〇〇		〇〇

5 避難施設

5-1 避難施設				
避難先地域	A地区	B地区	C地区	D地区
避難施設名	避難施設A	避難施設B	避難施設C	避難施設D
所在地	〇〇市〇〇丁〇 〇番〇号	〇〇市〇〇丁〇 〇番〇号	〇〇市〇〇丁〇 〇番〇号	〇〇市〇〇丁〇 〇番〇号
収容可能人数(人)	****	****	****	****
連絡先(電話等)	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)
その他の留意事項等	駐車：約〇〇台	駐車：約〇〇台	駐車：約〇〇台	駐車：約〇〇台
避難施設名	避難施設E			
所在地	〇〇市〇〇丁〇 〇番〇号			
収容可能人数(人)	****			

連絡先（電話等）	XXX-XXX-XXX			
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** （個人名を記入）			
その他の留意事項等	駐車：約〇〇台			
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	一時避難場所 A	一時避難場所 B	一時避難場所 C	一時避難場所 D
所在地	宜野湾市〇〇丁 〇番〇号	宜野湾市〇〇丁 〇番〇号	宜野湾市〇〇丁 〇番〇号	宜野湾市〇〇丁 〇番〇号
連絡先（電話等）	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** （個人名を記入）	市本部：*** 連絡先：*** （個人名を記入）	市本部：*** 連絡先：*** （個人名を記入）	市本部：*** 連絡先：*** （個人名を記入）
その他の留意事項等	駐車：約〇台	駐車：約〇台	駐車：約〇台	駐車：約〇台
一時集合場所名	一時避難場所 E	一時避難場所 F		
所在地	宜野湾市〇〇丁 〇番〇号	宜野湾市〇〇丁 〇番〇号		
連絡先（電話等）	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX		
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** （個人名を記入）	市本部：*** 連絡先：*** （個人名を記入）		
その他の留意事項等	駐車：約〇台	駐車：約〇台		
6 避難手段				
輸送手段	・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ <u>徒歩</u> ・ その他（自衛隊車両等）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	中型バス	自衛隊車両	
	台数	〇台	〇両	
	輸送可能人数	〇〇人	〇〇人	
	連絡先	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	
輸送力の配分の考え方	一時避難場所 A にバス〇台、自衛隊車両〇台を、〇〇線沿いにバス〇台、自衛隊車両〇台を配分してピストン輸送（〇回）する。			
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両等による輸送を行う。 ※避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施		
	その他（入院患者等）	救急車		
7 避難経路				
避難に使用する経路	要避難地域内の道路及び宜野湾パイパス、国道58号を主要経路とする。 ※別紙「一時集合場所等への避難経路」、別紙「避難所等への避難経路」参照			

交通規制	実施者の確認	警察官
	規制にあたる人数	〇名（協議による）
	規制場所	宜野湾バイパスを主体として要避難地域外周での交通を規制 ※別紙「交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所」参照
警備体制	実施者の確認	警察官
	規制にあたる人数	〇名（協議による）
	規制場所	交通規制箇所周辺での警備を実施 ※別紙「交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所」参照

8 避難誘導方法

8-1 避難（輸送）方法

大型商業施設	誘導の実施単位	約〇〇人
	輸送手段	徒歩、自家用車、事業用車両、バス
	避難（撤去）完了時間	20〇〇年8月8日（土）21：15
	措置事項	路線バスの運行を停止し、全車両をもって一時集合場所 A、避難施設 E 等の駐車場への輸送を実施する。

地区	大山7丁目	大山3丁目	伊佐2丁目	伊佐4丁目	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	約〇〇人	約〇〇人	約〇〇人	約〇〇人
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	一時集合場所 A	一時集合場所 B	一時集合場所 C	一時集合場所 D
	避難経路	別紙「一時集合場所等への避難経路」参照			
	集合時間	19：45	19：45	19：45	19：45
	その他（誘導責任者等）	自治会長 連絡先：*** （個人名を記入）	自治会長 連絡先：*** （個人名を記入）	自治会長 連絡先：*** （個人名を記入）	自治会長 連絡先：*** （個人名を記入）

地区	福祉施設等				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	施設単位			
	輸送手段	公用車等			
	避難先	福祉避難所			
	避難経路	別紙「一時集合場所等への避難経路」参照			
	集合時間	19：45			
	その他（誘導責任者等）	施設責任者 連絡先：*** （個人名を記入）			

避難施設への避難方法	誘導の実施単位	大型商業施設	大山7丁目町内会ごと	大山3丁目町内会ごと	伊佐2丁目町内会ごと
	輸送手段	バス及び自衛隊車両	バス及び自衛隊車両	バス及び自衛隊車両	バス及び自衛隊車両

	避難経路	別紙「避難所等への避難経路」参照			
	避難先	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C	避難施設 D
	避難完了予定日時	21:15	21:15	21:15	21:15
	その他(誘導責任者等)	市本部:*** 連絡先:*** (個人名を記入)	市本部:*** 連絡先:*** (個人名を記入)	市本部:*** 連絡先:*** (個人名を記入)	市本部:*** 連絡先:*** (個人名を記入)
	誘導の実施単位	伊佐4丁目 自治会ごと			
	輸送手段	バス及び自衛 隊車両			
	避難経路	別紙「避難所等への避難経路」参照			
	避難先	避難施設 E			
	避難完了予定日時	21:15			
	その他(誘導責任者等)	市本部:*** 連絡先:*** (個人名を記入)			
要支援者 等の避難 方法	誘導の実施単位	施設単位			
	要支援者への 支援事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 ・各行政区(配慮者含む)と連携して漏れのない支援に留意 ・家族等の要支援者の動向を考慮 			
	輸送手段	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊救急車 ・公用車(小型バス等) 			
	避難経路	別紙「避難所等への避難経路」参照			
	避難先	宜野湾市保健相談センター			
	避難開始日時	20〇〇年8月8日(〇)19:15			
	避難完了予定日時	20〇〇年8月8日(〇)21:15			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先施設、一時集合場所及び主要な交差点				
人数	避難先施設には調整要員を含めて5名、一時集合場所には3名配置する。				
県対策本部	連絡要員を2名配置				
現地調整所	避難先施設、一時集合場所及び主要な交差点				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職団員・自主防災組織(人員10名、車両5両)				
時期	20〇〇年8月8日(〇)19:45				
場所	要避難地域内(●●地域を自衛隊、〇〇地域を警察が担任)				
方法	広報車での呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時	20〇〇年8月8日(〇)20:30				

8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	原則として翌日の朝食から避難所で提供
食事場所	状況に応じて避難所で提供
提供する食事の種類	市備蓄食糧を提供する ※翌日の18時以降も避難行動が継続する場合は、夕食から自衛隊による給食を要請する。自衛隊への給食の要請は、14時まで判断する。
実施担当部署	対策本部指導対策部給食班 ※宜野湾市地域防災計画
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導に配置した職員による連絡、携帯電話、広報等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止対策をおこない、施錠等を行ってから避難すること。 ・ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。 ・ 携行品は貴重品や最小限の着替え、日用品、非常持ち出し品等最小限にすること。 ・ 金銭、印鑑、通帳等貴重品、身分証明書等を携行すること。 ・ 犬、猫等その他小動物のペットの同行は、避難の妨げにならない範囲において許可を得ること。 ・ 服装や携行品から不審者と判断される場合は、周辺の市職員、消防職員、警察官、自衛隊等に通報すること。 ・ 防災行政無線やラジオ等の情報を確認し、デマに惑わされることなく落ち着いて行動すること。 	
事態の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯人グループが確保されていないため、十分注意しながら避難する。 ・ 不審な人物や車両を見た場合は、近くの警察官、市職員、自衛官等に通報する。 	
時期の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気温が高いため、衣類の選択、うちわ、タオル、水分補給等に留意する。 ・ 避難施設 C、D は、教室の開放を調整（冷房施設あり）、体育館を使用する場合は、スポットクーラーの設置を準備。 	
一時集合場所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時集合場所に集合する際は、自治会町の指示に従うこと。 ・ 避難に際して市職員、警察官、自衛隊等の指示に従うこと。 ・ バス等の乗車待機時は、騒ぎ立てることなく、乗車の順番を待つこと。 ・ 避難者は、世帯ごとに固まってバスまたは自衛隊車両に乗車して、順次避難所に移動する。 ・ それぞれの一時集合場所から同一避難所へ移動するため、同一世帯は確実にまとまって車両に乗車する。 ・ 家族が遅れて避難場所に到着する場合は、現地の市職員又は警察官、自衛官に確実に伝える。 	

10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>イ 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>オ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。</p> <p>カ 薄暮から夜間の誘導となることから、誘導灯と懐中電灯を必ず携行して確実な誘導と安全確保に努めること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、エリアメール、市公式 SNS、市広報車、消防団車両等あらゆる手段を活用して市民等に避難実施要領の内容を伝達するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。 ・上記と並行し、市は避難実施要領の内容を訪問や電話・FAX 等により自治会長に伝達する。 ・要支援者は一般市民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者の避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心掛ける。 ・避難にかかわる広報は、テログループを刺激しないよう留意する。
避難実施要領の伝達先	・「伝達先一覧表」による
職員間の連絡手段	・別添「電話番号表一覧」による
12 緊急時の連絡先	
宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：098-892-3151 FAX：098-892-7022

(6) パターン6 多数の人を殺傷する特性を有する物資による攻撃【普天間小学校区】

<p>想定される攻撃</p>	<p>①テログループが犯行声明内でテロ予告を行った。 ②当該テログループの拠点捜査により、市役所本庁舎で化学剤を散布する計画が明らかになった。 ③化学剤の影響が予想される地域の住民を避難させる。</p>
<p>避難方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域内の住民や一時滞在者については、徒歩を原則とし、速やかに要避難地域から遠ざかること。 ・必要に応じてバス搬送等を実施。 ・場合によっては、汚染拡大にも対処する必要があり、除染にあたっての誘導や負傷者等の搬送も検討する必要がある。

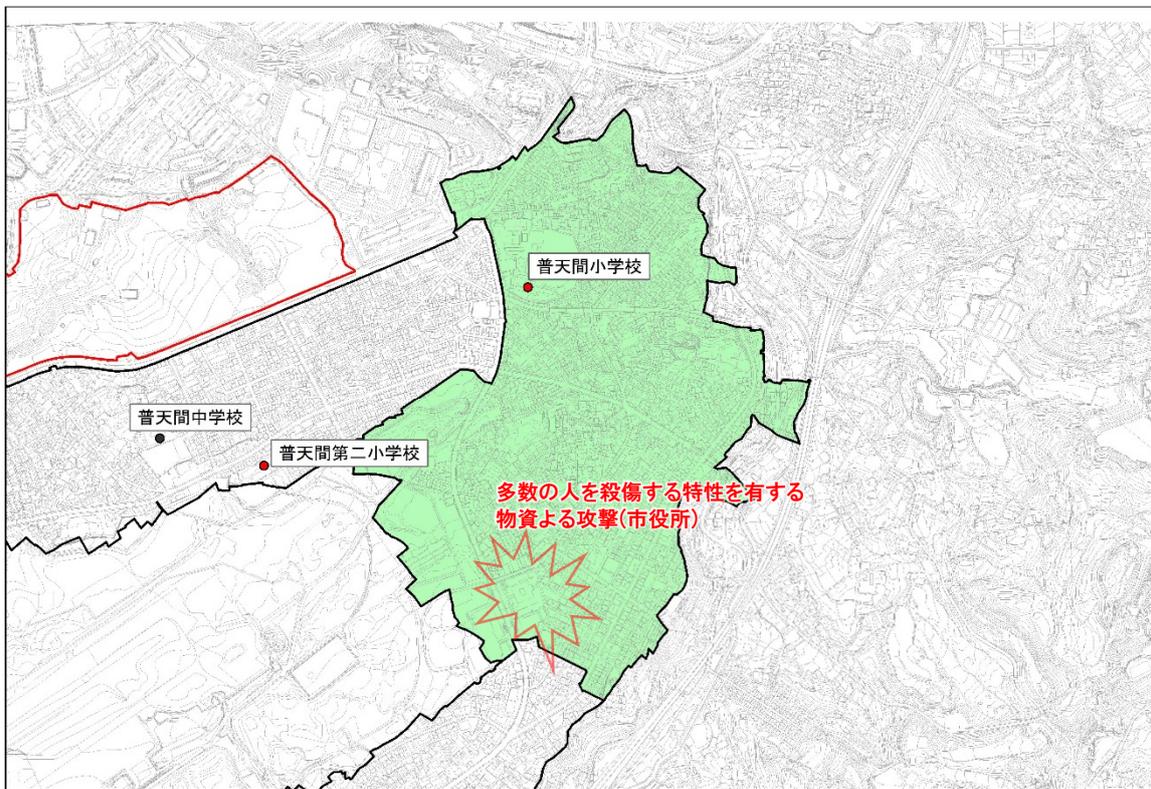


表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
7月12日 18:00	・隣接A市のショッピングモールで、化学兵器を使用したテロが発生	・化学剤の大量散布により多数の死傷者が発生
20:00		・隣接A市で発生した事案について、国が緊急処理事態に認定 ・警察が他のショッピングモールで捜査を開始
7月13日 10:00	・実行したテログループは犯行声明を公表。 ・次の化学兵器によるテロを予告	
7月13日 16:00	・テログループの拠点捜索により、20時に宜野湾市役所で化学剤を散布する計画が判明	・国対策本部が避難措置の指示を検討開始 ・県対策本部が避難の指示を検討開始
16:05	・宜野湾市内を通行する路線バスが全面運行停止	・警察が宜野湾市役所周辺の捜索を開始 ・消防が宜野湾市役所から半径300m圏内を消防警戒区域等に設定 ・市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整を開始 ・県と市が避難施設及び避難経路の協議開始
16:25	・警察が宜野湾市役所のゴミ箱から時限式の化学剤を発見。引き続き捜索を実施	
16:30		・市が緊急処理事態対策本部を開催(状況から、A市の事案と同様の化学剤である可能性が高く、付近住民の避難について検討)
16:35	・国から県に対し避難措置を指示	【指示概要】 ・要避難地域： 宜野湾市役所から概ね300m圏内の地域 ・避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 高齢者、障がい者等の要支援者については、特段の配慮を行うこと ② 沖縄県及び宜野湾市は安否情報の収集を実施すること
16:45	・県から避難の指示	避難の指示概要 ・避難の必要となる地域：宜野湾市役所から概ね300m圏内の地域 ・避難施設：**** ・主要な避難経路：**** ・避難の手段：原則徒歩とする
17:00		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
17:30		・残留者への呼びかけを開始
19:00	・要避難地域の住民等の避難完了	

【関係機関の対応状況】

警察による周辺の交通規制	・住民の救出活動及び住民等の速やかな避難のため、警察では主要な爆発の影響がある範囲を交通規制している。
消防による警戒区域の設定	・宜野湾市役所から半径300m圏内を包含する地域に消防警戒区域等を設定している。
交通機関	・路線バスの運行を停止している。

避難実施要領

宜野湾市長

2000年7月13日 17時00分現在

屋内避難

市域内避難 ・ 市域外避難

1 沖縄県からの避難の指示の内容

別添のとおり

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	2000年7月13日 (○) 16:00
発生場所	宜野湾市役所
実行の主体	テログループ
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・7月12日(○)18時00分に隣接のA市内のショッピングモールで化学剤を大量散布した無差別テロがあり、多数の死傷者が発生した。テロ後の、翌7月13日(○)10時00分にテログループが犯行声明を表明し、声明内で近いうちに再度、化学剤によるテロを行うと予告があった。 ・警察によるテログループの拠点捜査により、7月13日(○)16時00分、同日の20時、宜野湾市役所で化学剤を散布する計画が判明した。 ・政府は、テロ後、緊急対処事態に認定し、県並びにA市及び宜野湾市を対策本部設置の自治体に指定した。
今後の予測・影響と措置	テログループは、宜野湾市役所で化学剤の大量散布を行うことが予想され、A市の例から考えると、市役所から半径300mまで被害が及ぶと予想される。化学剤の影響を考えると、早期に住民の避難を実施する必要がある。
気象の状況	天候：晴れ 気温：30℃ 風向：南東 風速：2m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	宜野湾市役所を中心とし、半径300m以内に位置する行政区野嵩1丁目、野嵩2丁目、上原1丁目、上原2丁目 ※別紙「要避難地域」参照
避難先と避難誘導の方針	避難施設A、避難施設B、避難施設C、避難施設D
避難開始日時	2000年7月13日(○) 17時00分
避難完了予定日時	2000年7月13日(○) 19時00分

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	<p>警察：攻撃対象として確認されている周辺における警戒活動 消防：住民への広報活動 県対策本部：市職員を2名派遣 現地調整所：市職員を2名派遣 その他関係機関：○○○</p>
-------	--

連絡調整先	宜野湾市消防本部（警防課）：098-896-2548 宜野湾警察署：098-898-0110 陸上自衛隊第15旅団：098-857-1155			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	<ul style="list-style-type: none"> ・テログループの犯行時刻が20時と明確であることから、必ず20時までには区域内の全員を避難させる必要がある。 ・風により化学剤が流され、予想以上に被害が広がるおそれがあることから、気象情報に留意し、状況に応じ避難区域の拡大も検討する必要がある。 			
地域の特性	攻撃対象の市役所と飲食店、物品販売店舗があり、施設単位の避難と自治会単位の避難が混在する。			
時期による特性	夏季のため、熱中症など避難者の対象管理に注意すること。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	市役所来庁者	野嵩1丁目	野嵩2丁目	合計
避難者数（計）	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
うち要支援者数	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
うち外国人等の数	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
地区名	上原1丁目	上原2丁目	消費者	合計
避難者数（計）	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
うち要支援者数	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
うち外国人等の数	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	A地区	B地区	C地区	D地区
避難施設名	避難施設A	避難施設B	避難施設C	避難施設D
所在地	宜野湾市〇〇丁 〇〇番〇号	宜野湾市〇〇丁 〇〇番〇号	宜野湾市〇〇丁 〇〇番〇号	宜野湾市〇〇丁 〇〇番〇号
収容可能人数（人）	****	****	****	****
連絡先（電話等）	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX	XXX-XXX-XXX
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	一時避難は行わない			
所在地	同上			
連絡先（電話等）	同上			
連絡担当者	同上			
その他の留意事項等	同上			

6 避難手段					
輸送手段	・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（救急車又は公用車）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	原則徒歩で避難			
	台数	同上			
	輸送可能人数	同上			
	連絡先	同上			
輸送力の配分の考え方					
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両等による輸送を行う。 ※避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施			
	その他（入院患者等）	救急車			
7 避難経路					
避難に使用する経路		国道 330 号			
交通規制	実施者の確認	宜野湾警察署			
	規制にあたる人数	約〇〇人（協議により確認）			
	規制場所	住民等を速やかに避難させるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行うとともに、緊急車両の通行路を確保 ※別紙「交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所」参照			
警備体制	実施者の確認	宜野湾警察署			
	規制にあたる人数	約〇〇人（協議により確認）			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。 ※別紙「交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所」参照			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区		一時避難は行わない			
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	同上			
	輸送手段	同上			
	避難先	同上			
	集合時間	同上			
	その他（誘導責任者等）	同上			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	市役所 来庁者等	野嵩 1 丁目 野嵩 2 丁目	上原 1 丁目 上原 2 丁目	消費者
	輸送手段	施設単位	自治会単位	自治会単位	施設単位
	避難経路	別紙「避難施設等への避難経路」参照			
	避難先	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C	避難施設 D
	避難完了予定日時	19:00	19:00	19:00	19:00

	その他(誘導責任者等)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の個別避難計画に基づいて個別に設定			
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	市所有の庁用車			
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用 別紙「避難施設等への避難経路」参照			
	避難先	上記の避難先			
	避難開始日時	20〇〇年7月13日(○) 17:10			
	避難完了予定日時	20〇〇年7月13日(○) 19:00			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先施設、主要な交差点				
人数	避難先施設には調整要員を含めて5名配置する。				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職団員・自主防災組織(人員10名、車両5両)				
時期	20〇〇年7月13日(○) 17:30				
場所	野嵩1,2丁目、上原1,2丁目 (宜野湾市役所から半径300mの範囲内を優先する。)				
方法	広報車で呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時	20〇〇年7月13日 19:00				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には各避難所で提供				
食事場所	避難先施設				
提供する食事の種類	当初は市の備蓄食糧、事後現地調達による弁当。状況により自衛隊に支援を要請。				
実施担当部署	対策本部指導対策部給食班 ※宜野湾市地域防災計画				
8-5 追加情報の伝達方法					
避難誘導に配置した職員による連絡、携帯電話、広報等					
9 避難時の留意事項(主に住民)					
自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項					
・ 出火防止対策をおこない、施錠等を行ってから避難すること。					
・ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。					
・ 携行品は貴重品や最小限の着替え、日用品、非常持ち出し品等最小限にすること。					
・ 金銭、印鑑、通帳等貴重品、身分証明書等を携行すること。					

	<ul style="list-style-type: none"> ・犬、猫等その他小動物のペットの同行は、避難の妨げにならない範囲において許可を得ること。 ・服装や携行品から不審者と判断される場合は、周辺の市職員、消防職員、警察官、自衛隊等に通報すること。 ・防災行政無線やラジオ等の情報を確認し、デマに惑わされることなく落ち着いて行動すること。
事態の特性	
	テログループによる攻撃の時期が早まる可能性も捨てきれないことから、早急に避難を完了させる必要がある。
時期の特性	
	夜間も気温が高いため、熱中症に注意が必要
一時集合場所での対応	
	本件では、一時避難を行わず直接避難所に避難させるため、対応なし。
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>イ 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、エリアメール、市公式 SNS、市広報車、消防団車両等あらゆる手段を活用して市民等に避難実施要領の内容を伝達するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。 ・上記と並行し、市は避難実施要領の内容を訪問や電話・FAX 等により自治会長に伝達する。 ・要支援者は一般市民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者の避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心掛ける。 ・避難にかかわる広報は、テログループを刺激しないよう留意する。
避難実施要領の伝達先	・「伝達先一覧表」による
職員間の連絡手段	・別添「電話番号表一覧」による
12 緊急時の連絡先	
宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：098-892-3151 FAX：098-892-7022

(7) パターン7 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃【長田小学校区】

想定される攻撃	・日本国周辺における某国において、琉球大学に向かって航空機による自爆テロの兆候があることが判明したもの。
避難方法	・市内全域において屋内退避の措置を取る。(時間的余裕がない)

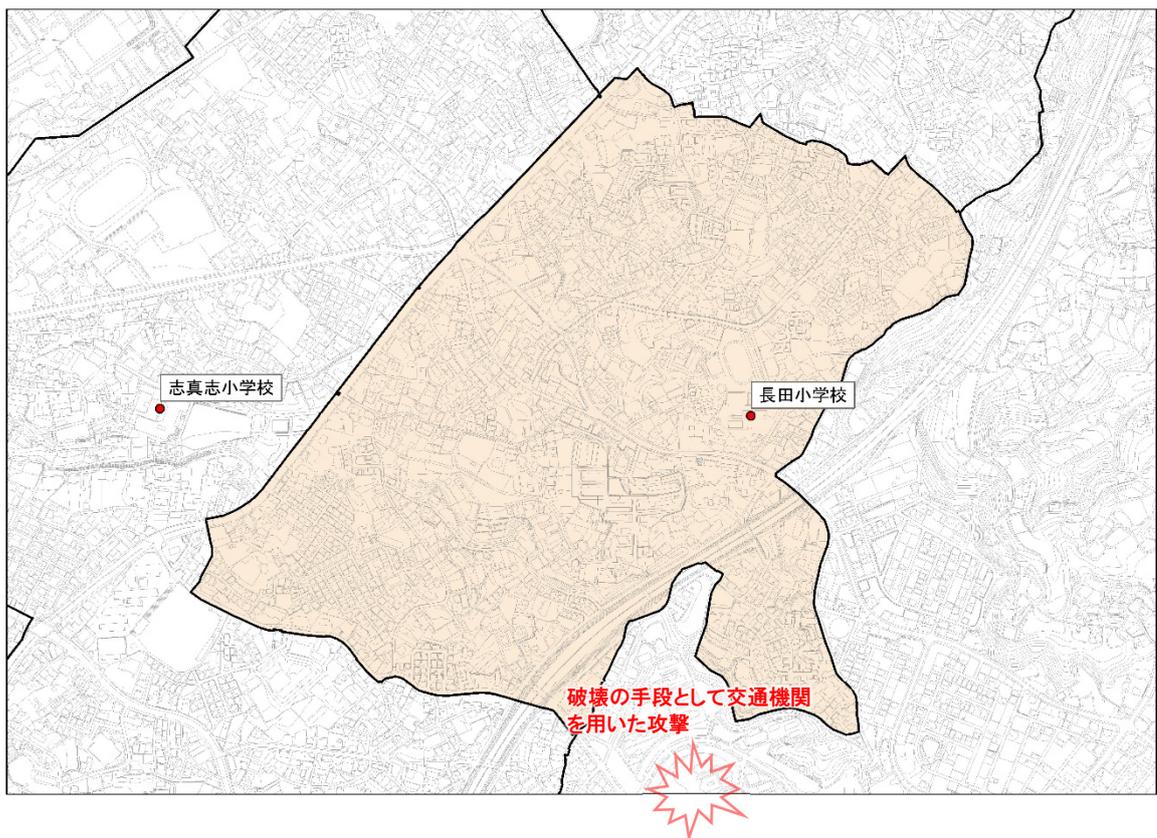


表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
4月5日 08:00	・本市周辺を通過中の民間航空機において、テロ組織によるハイジャック事件が発生	・国、県、市対策本部の設置 ・国対策本部が避難措置の指示を検討（県、市からの情報収集） ・県対策本部が避難の指示を検討
08:10		・県と市で避難施設及び避難路の協議開始
08:20	・国から県へ避難措置の指示	
08:25	・県から市に対し避難の指示	・避難実施要領（案）を作成し、関係機関と調整
08:30		・市で緊急対処事態対策本部会議を開催（避難実施要領の検討） ・避難実施要領（屋内避難）の策定を完了し、防災行政無線等で直ちに住民に知らせる。 ・避難施設の開設
08:30～		・市内全防災行政無線により警報を伝達 ・警報伝達後、全防災行政無線により避難指示を伝達
08:40	・琉球大学を狙った自爆テロであることが判明	・国対策本部長が警報の発令を決定。 ・墜落のおそれがある地域に対しJアラートにより警報の発令 ・屋内避難の実施
08:42	・Em-Net、全国瞬時警報システム（Jアラート）等により警報を通知	・国→総務大臣→知事→市長
	・路線バスの運行停止	・市内全防災行政無線により警報を伝達 ・警報伝達後、全防災行政無線により避難指示を伝達

【関係機関の対応状況】

警察による周辺の交通規制	未規制（避難誘導を優先）
消防による警戒区域の設定	未設定（避難誘導を優先）
交通機関	路線バスは全線運行停止

避難実施要領

宜野湾市長

20〇〇年4月5日 8時30分現在

屋内避難 ・ 市域内避難 ・ 市域外避難

1 沖縄県からの避難の指示の内容

避難地域：宜野湾市全域

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	20〇〇年4月5日（〇） 8：00
発生場所	—
実行主体	某国
事案の概要と被害状況	テロ組織によってハイジャックされた民間航空機が1時間程度で琉球大学に向かって墜落する可能性がある。
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、屋内避難を呼びかけるとともに、安全を確認する。
気象の状況	天候：曇り 気温：20℃ 風向：東南東 風速：5m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	—
避難完了予定日時	—

2-3 関係機関の措置

措置の概要	警察：攻撃対象として確認されている周辺における警戒活動 消防：住民への広報活動 県対策本部：市職員を2名派遣 現地調整所：市職員を2名派遣 その他関係機関：〇〇〇
連絡調整先	宜野湾市消防本部（警防課）：098-896-2548 宜野湾警察署：098-898-0110 陸上自衛隊第15旅団：098-857-1155

3 事態の特性で留意すべき事項

航空機の飛行経路が不明確であるため、情報収集を行う必要がある。

4 住民の行動（基本事項）

屋内避難の指示を受けた場合の対応

屋内にいる場合

■そのまま屋内に留まる。

<p>(1)非常持ち出し品を準備するとともに、SNS、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。</p> <p>(2)屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。</p> <p>(3)現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠等を行う。</p> <p>(4)出火防止対策を行う。</p> <p>(5)危険動物の逸走対策を行う。</p> <p>(6)その他必要と認められる事項</p>	
<p>屋内にいない場合</p> <p>■近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等へ避難する。</p> <p>(1)徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。</p> <p>(2)車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、救急車の通行に妨げとならない方法とする。</p> <p>(3)原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。</p> <p>(4)周辺で墜落音等不審な音を耳知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は県警察に連絡する。</p>	
<p>5 情報伝達</p>	
<p>避難実施要領の住民への伝達方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、エリアメール、市公式 SNS、市広報車、消防団車両等あらゆる手段を活用して市民等に避難実施要領の内容を伝達するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。 ・上記と並行し、市は避難実施要領の内容を訪問や電話・FAX 等により自治会長に伝達する。 ・要支援者は一般市民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心掛ける。 ・実際に航空機を破壊手段とした攻撃が予想される場合は、Jアラートシステムにより、最大音量でサイレン吹鳴が実行される。
<p>避難実施要領の伝達先</p>	<p>「伝達先一覧表」による</p>
<p>職員間の連絡手段</p>	<p>別途「電話番号一覧」による。</p>
<p>6 緊急時の連絡先</p>	
<p>宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部</p>	<p>電話：098-892-3151 FAX：098-892-7022</p>

(8) パターン8 航空機等の墜落【大謝名小学校区】

想定される事案	普天間飛行場へ帰還する航空機が大謝名小学校区内へ墜落し、現場周辺住民を避難させる事案を想定する。
避難方法	墜落現場周辺からできる限り安全な場所へ徒歩で避難する。

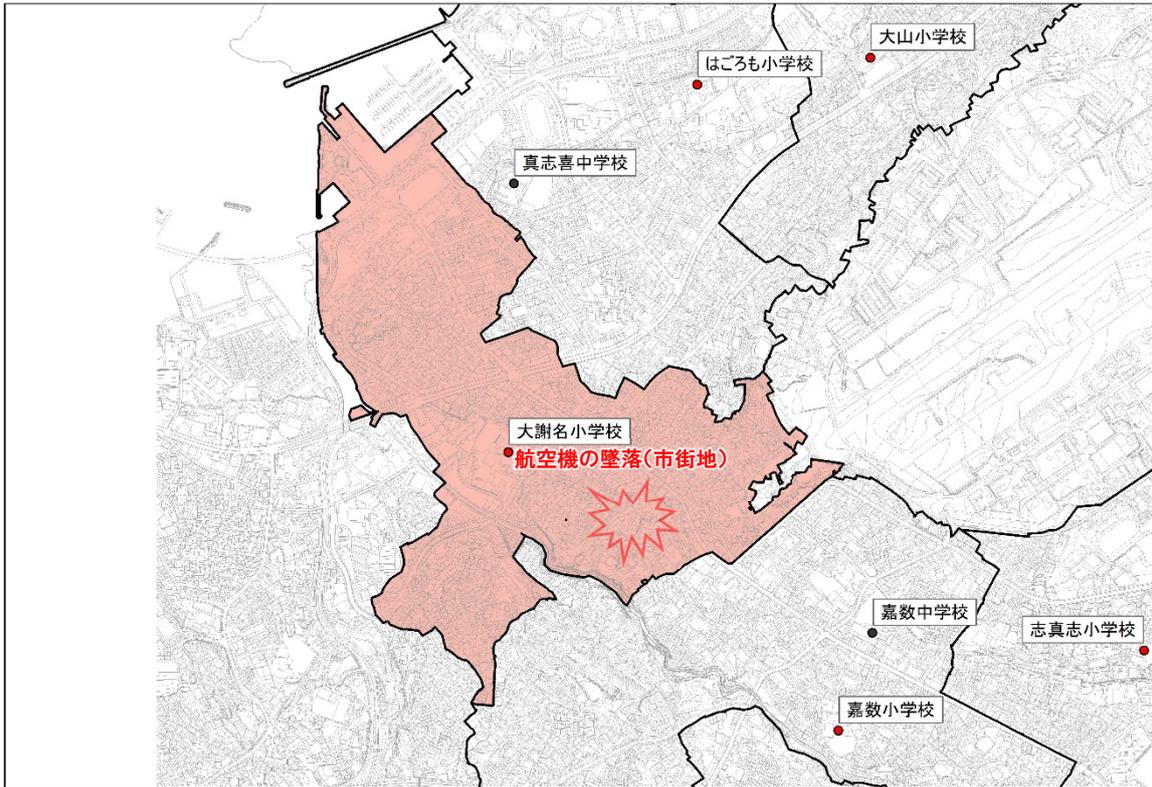


表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
5月14日 9:00~	・大謝名小学校区内に航空機が墜落したことを覚知（通報等により）	(9:00~9:30) ・消防等の関係機関と連絡し、初期対応を協議（状況を把握、住民の避難について検討・調整開始）
9:10		・住民等に事態発生について、防災行政無線等で情報伝達 ・現場周辺住民については、現場に近づかない旨の情報伝達
9:35	・関係機関との対応協議終了	・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。 ・避難場所や避難所の開設、避難誘導人員等の配置
9:40		・避難誘導等の開始
10:00		・避難対象地区における残留者への呼びかけ開始
10:30	・要避難地域の住民等の避難完了	

【関係機関の対応状況】

警察による周辺の交通規制	・墜落現場周辺の交通規制をしている。
消防による警戒区域の設定	・墜落現場を中心とした半径〇〇mを包括する範囲において消防警戒区域等を設定している。
交通機関	・墜落現場周辺を通過するルートの路線バスは通行停止

避難実施要領

宜野湾市長

2000年5月14日 9時30分現在

屋内避難 ・ 市域内避難 ・ 市域外避難

1 沖縄県からの避難の指示の内容

避難地域：大謝名小学校区内に航空機が墜落

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	2000年5月14日（○） 9：00 ごろ
発生場所	大謝名小学校区内において、航空機の墜落事故が発生
実行の主体	—
事案の概要と被害状況	大謝名小学校周辺に墜落している
今後の予測・影響と措置	対応に時間がなく、被害拡大の可能性もあることから、現場周辺に近づかないことを周知し、関係機関と協力して安全を確認
気象の状況	天候：曇り 気温：25℃ 風向：南 風速：6m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	大謝名小学校周辺（墜落現場周辺） ※別紙「要避難地域」参照
避難先と避難誘導の方針	徒歩で避難地域外へ避難させる。
避難開始日時	5月14日（○）9：15
避難完了予定日時	5月14日（○）10：30

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難誘導等
連絡調整先	宜野湾市消防本部（警防課）：098-896-2548 宜野湾警察署：098-898-0110 陸上自衛隊第15旅団：098-857-1155

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 （除染の必要性等）	墜落後に炎上などのさらなる被害拡大の可能性もあることから、情報収集を行う必要がある。
地域の特性	
時期による特性	

4 避難者数（単位：人）

地区名	大謝名5丁目			合計
避難者数（計）	〇〇			〇〇
うち要支援者数	〇〇			〇〇
うち外国人等の数	〇〇			〇〇

5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	A 地区			
避難施設名	避難施設 A			
所在地	宜野湾市〇〇丁 〇番〇号			
収容可能人数 (人)	****			
連絡先 (電話等)	XXX-XXX-XXX			
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)			
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—			
所在地	—			
連絡先 (電話等)	—			
連絡担当者	—			
その他の留意事項等	—			
6 避難手段				
輸送手段	・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他 ()			
輸送手段の詳細	種類 (車種等)	—		
	台数	—		
	輸送可能人数	—		
	連絡先	—		
輸送力の配分の考え方	—			
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両等による輸送を行う。 ※避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施		
	その他 (入院患者等)	なし		
7 避難経路				
避難に使用する経路		国道 58 号、パイプライン通り、宜野湾西原線 別紙「避難施設等への避難経路」参照		
交通規制	実施者の確認	宜野湾警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度 (協議により確認)		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があることや墜落現場周辺の区間の交通規制を行う。 ※別紙「交通規制 (通行止め) 及び警備 (立入禁止) 箇所」参照		
警備体制	実施者の確認	宜野湾警察署		

	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。 ※別紙「交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所」参照			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区		一時避難は行わない			
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	同上			
	輸送手段	同上			
	避難先	同上			
	集合時間	同上			
	その他（誘導責任者等）	同上			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	別紙「避難施設等への避難経路」参照			
	避難先	避難対象区域外へ一時避難（半径〇〇m 以内の〇〇から退避）			
	避難完了予定日時	20〇〇年 5 月 14 日（○） 10：30			
	その他（誘導責任者等）	市本部：*** 連絡先：*** （個人名を記入）			
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の避難支援プランに基づき個別に設定。			
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	市の保有車両及び救急車両等を活用			
	避難経路	別紙「避難施設等への避難経路」参照			
	避難先	福祉避難所			
	避難開始日時	20〇〇年 5 月 14 日（○） 9：30			
	避難完了予定日時	20〇〇年 5 月 14 日（○） 10：30			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先施設、主要な交差点				
人数	避難先施設には調整要員を含めて 5 名配置する。				
現地調整所	連絡要員を 2 名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職団員・自主防災組織（人員 10 名、車両 5 両）				
時期	20〇〇年 5 月 14 日（○） 10：00				
場所	要避難地域内（●●地域を自衛隊、〇〇地域を警察が担任）				
方法	広報車で呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				

終了予定日時	20〇〇年 5月 14日 (〇) 10:30 まで
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には各避難所で提供
食事場所	避難先施設
提供する食事の種類	当初は市の備蓄食糧、事後現地調達による弁当。状況により自衛隊に支援を要請。
実施担当部署	対策本部指導対策部給食班 ※宜野湾市地域防災計画【所掌事務より】
8-5 追加情報の伝達方法	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止対策をおこない、施錠等を行ってから避難すること。 ・ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。 ・ 携行品は貴重品や最小限の着替え、日用品、非常持ち出し品等最小限にすること。 ・ 金銭、印鑑、通帳等貴重品、身分証明書等を携行すること。 ・ 犬、猫等その他小動物のペットの同行は、避難の妨げにならない範囲において許可を得ること。 ・ 服装や携行品から不審者と判断される場合は、周辺の市職員、消防職員、警察官、自衛隊等に通報すること。 ・ 防災行政無線やラジオ等の情報を確認し、デマに惑わされることなく落ち着いて行動すること。 	
事態の特性	
-	
時期の特性	
-	
一時集合場所での対応	
本件では、一時避難を行わず直接避難所に避難させるため、対応なし。	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>イ 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>オ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への	・ 防災行政無線、エリアメール、市公式 SNS、市広報車、消防団車

伝達方法	<p>両等あらゆる手段を活用して市民等に避難実施要領の内容を伝達するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記と並行し、市は避難実施要領の内容を訪問や電話・FAX等により自治会長に伝達する。 ・要支援者は一般市民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者の避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心掛ける。
避難実施要領の伝達先	・「伝達先一覧表」による
職員間の連絡手段	・別添「電話番号表一覧」による
12 緊急時の連絡先	
宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：098-892-3151 FAX：098-892-7022

(9) パターン9 基地内での火災【志真志小学校区】

想定される攻撃	普天間飛行場内で火災が発生し、佐真下の住宅域への延焼の可能性があることから、現場周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。
避難方法	延焼危険区域周辺からできる限り安全な場所へ徒歩で避難する。

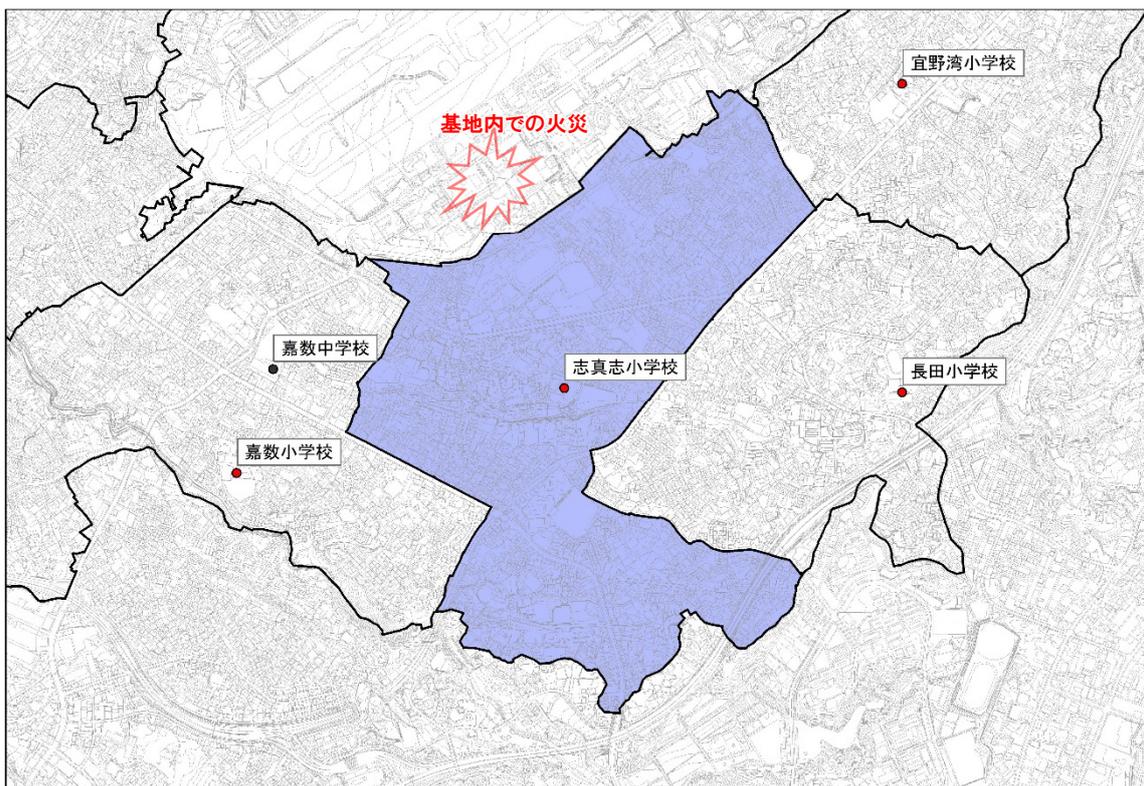


表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
11月14日 9:00~	・普天間飛行場内で火災が発生したことを覚知（通報等により）	(9:00~9:30) ・消防等の関係機関と連絡し、初期対応を協議（状況を把握、住民の避難について検討・調整開始）
9:10		・住民等に事態発生について、防災行政無線等で情報伝達 ・現場周辺住民については、現場に近づかない旨の情報伝達
9:35		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。 ・避難場所や避難所の開設、避難誘導人員等の配置
9:40		・避難誘導等の開始
11:00		・避難対象地区における残留者への呼びかけ開始
11:30	・要避難地域の住民等の避難完了	

【関係機関の対応状況】

警察による周辺の交通規制	・延焼危険区域周辺の交通規制をしている。
消防による警戒区域の設定	・延焼危険区域を中心とした半径〇〇mを包括する範囲において消防警戒区域等を設定している。
交通機関	・延焼危険区域周辺を通過するルートの路線バスは通行停止

避難実施要領

宜野湾市長

20〇〇年11月14日 9時35分現在

屋内避難 ・ **市域内避難** ・ 市域外避難

1 沖縄県からの避難の指示の内容

避難地域：普天間飛行場内で火災が発生し、佐真下地区へ延焼の可能性

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	20〇〇年11月14日(○) 9:00 ごろ
発生場所	普天間飛行場内で火災が発生
実行の主体	—
事案の概要と被害状況	佐真下の地区へ延焼の可能性
今後の予測・影響と措置	対応に時間はあるものの、被害拡大の可能性もあることから、現場周辺に近づかないことを周知し、関係機関と協力して安全を確認
気象の状況	天候：曇り 気温：19℃ 風向：北北東 風速：9m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	佐真下公園～沖縄国際大学周辺(火災現場近くの住民) ※別紙「要避難地域」参照
避難先と避難誘導の方針	徒歩で避難地域外へ避難させる。
避難開始日時	20〇〇年11月14日(○) 9:15
避難完了予定日時	20〇〇年11月14日(○) 11:30

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難誘導等
連絡調整先	宜野湾市消防本部(警防課)：098-896-2548 宜野湾警察署：098-898-0110 陸上自衛隊第15旅団：098-857-1155

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	普天間飛行場内での火災であるが、火の勢いによっては、住宅域への被害拡大の可能性もあることから、情報収集を行う必要がある。
地域の特性	
時期による特性	

4 避難者数(単位：人)

地区名	佐真下			合計
避難者数(計)	〇〇			〇〇
うち要支援者数	〇〇			〇〇
うち外国人等の数	〇〇			〇〇

5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	A 地区			
避難施設名	避難施設 A			
所在地	宜野湾市〇〇丁 〇番〇号			
収容可能人数 (人)	****			
連絡先 (電話等)	XXX-XXX-XXX			
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)			
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	一時集合場所 A			
所在地	宜野湾市〇〇丁 〇〇番〇号			
連絡先 (電話等)	XXX-XXX-XXX			
連絡担当者	市本部：*** 連絡先：*** (個人名を記入)			
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他 ()			
輸送手段の詳細	種類 (車種等)	-		
	台数	-		
	輸送可能人数	-		
	連絡先	-		
輸送力の配分の考え方	-			
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両等による輸送を行う。 ※避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施		
	その他 (入院患者等)	なし		
7 避難経路				
避難に使用する経路		別紙「避難施設等への避難経路」参照		
交通規制	実施者の確認	宜野湾警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度 (協議により確認)		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があることや延焼危険区域周辺の交通規制を行う。 ※別紙「交通規制 (通行止め) 及び警備 (立入禁止) 箇所」参照		

警備体制	実施者の確認	宜野湾警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。 ※別紙「交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所」参照		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区		一時避難は行わない		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	同上		
	輸送手段	同上		
	避難先	同上		
	集合時間	同上		
	その他（誘導責任者等）	同上		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自		
	輸送手段	徒歩		
	避難経路	別紙「避難施設等への避難経路」参照		
	避難先	避難対象区域外へ一時避難（半径〇〇m 以内の〇〇から退避）		
	避難完了予定日時	20〇〇年 11 月 14 日（○） 11：30		
	その他（誘導責任者等）			
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の避難支援プランに基づき個別に設定。		
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じた対応を実施		
	輸送手段	市の保有車両及び救急車両等を活用		
	避難経路	別紙「避難施設等への避難経路」参照		
	避難先	福祉避難所		
	避難開始日時	20〇〇年 11 月 14 日（○） 9：30		
	避難完了予定日時	20〇〇年 5 月 14 日（○） 11：30		
8-2 職員の配置方法				
配置場所	避難先施設、主要な交差点			
人数	避難先施設には調整要員を含めて 5 名配置する。			
現地調整所	連絡要員を 2 名配置			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	市職員・消防職団員・自主防災組織（人員 10 名、車両 5 両）			
時期	20〇〇年 11 月 14 日（○） 11：00			
場所	要避難地域内（●●地域を自衛隊、〇〇地域を警察が担任）			
方法	広報車で呼びかけ、戸別訪問			
措置	残留者に対し避難するよう求める。			

終了予定日時	20〇〇年 11月 14日 (〇) 11:30 まで
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には各避難所で提供
食事場所	避難先施設
提供する食事の種類	当初は市の備蓄食糧、事後現地調達による弁当。状況により自衛隊に支援を要請。
実施担当部署	対策本部指導対策部給食班 ※宜野湾市地域防災計画【所掌事務より】
8-5 追加情報の伝達方法	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止対策をおこない、施錠等を行ってから避難すること。 ・ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。 ・ 携行品は貴重品や最小限の着替え、日用品、非常持ち出し品等最小限にすること。 ・ 金銭、印鑑、通帳等貴重品、身分証明書等を携行すること。 ・ 犬、猫等その他小動物のペットの同行は、避難の妨げにならない範囲において許可を得ること。 ・ 服装や携行品から不審者と判断される場合は、周辺の市職員、消防職員、警察官、自衛隊等に通報すること。 ・ 防災行政無線やラジオ等の情報を確認し、デマに惑わされることなく落ち着いて行動すること。 	
事態の特性	
-	
時期の特性	
-	
一時集合場所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時集合場所に集合する際は、自治会町の指示に従うこと。 ・ 避難に際して市職員、警察官、自衛隊等の指示に従うこと。 ・ 家族が遅れて避難場所に到着する場合は、現地の市職員又は警察官、自衛官に確実に伝える。 	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>イ 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>オ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。</p>	

11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、エリアメール、市公式 SNS、市広報車、消防団車両等あらゆる手段を活用して市民等に避難実施要領の内容を伝達するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。 ・上記と並行し、市は避難実施要領の内容を訪問や電話・FAX 等により自治会長に伝達する。 ・要支援者は一般市民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者の避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心掛ける。
避難実施要領の伝達先	・「伝達先一覧表」による
職員間の連絡手段	・別添「電話番号表一覧」による
12 緊急時の連絡先	
宜野湾市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：098-892-3151 FAX：098-892-7022

第4章 避難実施要領作成の留意事項

1. 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、市中心部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導のあり方はことなり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正する場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することになる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がない場合においては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政機関の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導にあたっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聞くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市国民保護対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に迅速に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、必要に応じ、現地調整所を設けて、活動調整にあたる必要がある。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが必要である。また、現地調

整所の職員は、市国民保護対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

- 国の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3. 住民に対する情報提供のあり方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導にあたっては、住民に可能な限り情報提供を行っていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思い込みで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭におき、住民に対して必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は速やかに放送事業者に提供することが必要である。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために平素より十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC 攻撃のように、NBC による汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者への支援措置を講じていくことが適切と考えられる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認 |
|--|

- ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施
- ④ 一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難行動要支援者の避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等

- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車イスや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

5. 安全かつ規律を保った避難誘導

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整にあたらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施にあたり、避難住民が興味本位で危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施にあたり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになることから、誘導にあたる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導員は、腕章等により誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的に余裕がない場合には、学校の

管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に学校に所在する児童生徒等についても同様である）。

- こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず、近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たし得る。
- 例えば、市中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- こうした取り組みを行う民間企業を PR することなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助 7 割、共助 2 割、公助 1 割」であると一般的に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大震災の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ発生現場は多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し、被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動がとられるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。